

中小河川における避難情報発令の 判断・伝達マニュアル

津 市

令和 7 年 4 月改訂

(平成 27 年 5 月作成)

目 次

津地域（穴倉川、天神川）	1
久居地域（赤川、八壺川、かよう川、安子谷川、谷杣川）	8
河芸地域（田中川）	19
芸濃地域（中ノ川、安濃川上流）	25
美里地域（桂畑川、細野川、柳谷川、穴倉川、待口川、久保川）	30
安濃地域（美濃屋川）	41
一志地域（波瀬川）	49
白山地域（大村川、佐田川、垣内川、弁天川）	52
美杉地域（八手俣川、名張川）	61
避難情報の発令チャート	70
改訂履歴	71

別添 参考資料 内閣府「避難情報に関するガイドライン」抜粋

中小河川における避難情報発令の判断・伝達マニュアル

津地域

1 趣旨等

洪水予報河川、水位周知河川に指定されていない中小河川等において、洪水等から市民の生命と財産を守るため、迅速かつ的確に避難情報を発令できるよう、その判断地点、基準、開設避難所、避難対象地域等を定めるとともに、その運用手順を定めるものである。

なお、当マニュアルの作成・運用に当たっては、津市避難情報発令の判断・伝達マニュアルに基づくものとし、該当河川の水位が当マニュアルに示す避難情報発令の判断基準に達した場合は、直ちに災害対策本部長に対して、避難情報の発令を具申するものとする。

2 避難情報発令の判断基準等

レベル	【警戒レベル3】	【警戒レベル4】	【警戒レベル5】
避難情報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
穴倉川	判断地点：広永橋 判断基準： 水位が橋桁の底部から 1.0m に達し、さらに水位上昇が見込まれる場合。	判断地点：広永橋 判断基準： 水位が橋桁の底部から 0.5m に達し、さらに水位上昇が見込まれる場合。	判断地点：広永橋 判断基準： 水位が橋桁の底部に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき。
天神川	判断地点： 天神橋上（三重県【川の防災情報】の高茶屋観測所の水位計）	判断地点： 天神橋上（三重県【川の防災情報】の高茶屋観測所の水位計） 判断基準：	判断地点： 天神橋上（三重県【川の防災情報】の高茶屋観測所の水位計） 判断基準：

レベル	【警戒レベル3】	【警戒レベル4】	【警戒レベル5】
避難情報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
	判断基準： 水位計が 2.0m を示し、さらに水位上昇が見込まれる場合。	水位計が 2.2m を示し、さらに水位上昇が見込まれる場合。	水位計が 2.4m を示し、さらに水位上昇が見込まれるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき。

【参考資料】

- ① 河川位置図
- ② 判断地点・基準を示した写真

3 河川ごとの避難対象地区等

河川名	開設避難所	避難対象地区（自治会名）
穴倉川	櫛形小学校	分部（長田、十王、地下、広永、四軒町、向井）、小舟
天神川	南郊公民館、高茶屋市民センター	桜茶屋、桜茶屋東、ヒューマンタウン高茶屋、小森北、小森南第1、小森上野、町屋、城山西、西里ノ上西、西里ノ上北

4 水位の把握方法

河川名	水位の把握方法
穴倉川	大雨、洪水警報等の発表により、穴倉川の水位の上昇が見込まれる場合は、地域住民、自治会長、自主防災組織、常備消防、非常備消防、市職員のいずれかによる判断地点（広永橋）水位の目視確認の伝達によって把握し、雨量等の情報を踏まえて今後の水位を予測する。
天神川	大雨、洪水警報等の発表により、天神川の水位の上昇が見込まれる場合は、地域住民、自治会長、自主防災組織、常備消防、非常備消防、市職員のいずれかによる判断地点（天神橋上）水位の目視確認の伝達によって把握し、雨量等の情報を踏まえて今後の水位を予測する。

5 危機管理総務部への情報伝達方法

(1) 危機管理総務部へ情報伝達するトリガー

大雨、洪水警報の発表時、または異常な河川水位上昇に伴い、設定した避難情報の発令基準に達し、さらに水位上昇が見込まれる場合

(2) 危機管理総務部への情報伝達

ア 近隣支所の職員が水位上昇を確認した場合、災害対策本部危機管理総務部へ電話若しくは移動系防災行政無線で通報する。

イ 地域住民や自治会長等が水位上昇を確認した場合、災害対策本部危機管理総務部へ電話により通報する。(この場合、近隣支所等の市施設への駆け込み通報を行う場合もある。)

ウ 常備消防による河川巡視で確認した場合、消防災害対策本部を経由し災害対策本部危機管理総務部へ通報する。

エ 非常備消防（穴倉川は櫛形分団、天神川は高茶屋分団）による河川巡視で確認した場合、電話連絡又は移動系防災行政無線により、消防災害対策本部（管轄分署を経由する場合もある）を経由し災害対策本部危機管理総務部へ通報する。

(3) 避難情報発令の具申

情報の伝達により、判断基準に基づき避難情報を発令する場合、危機管理総務部長は直ちに災害対策本部長に対して、避難情報の発令を具申する。

（伝達内容）

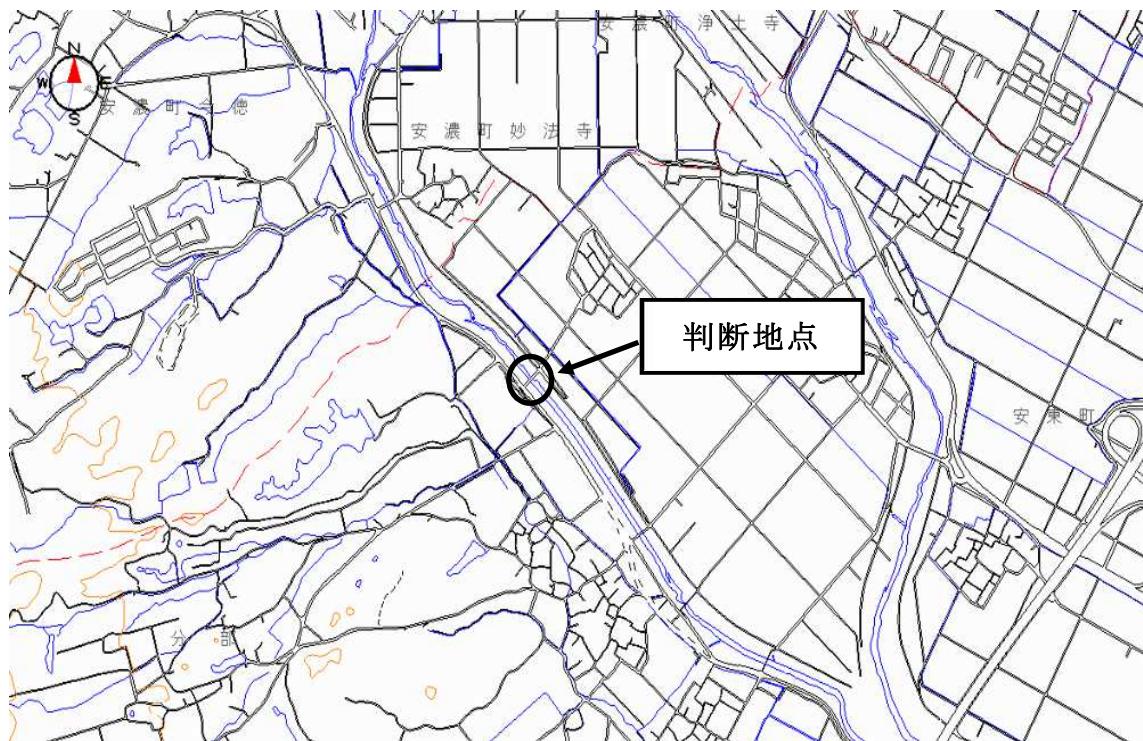
ア 穴倉川

穴倉川の水位が広永橋において○時○分、橋桁まで1.0m(0.5m)に達し、さらに水位上昇が見込まれるため、災害対策本部長に対し、避難情報の発令を具申します。

イ 天神川

天神川の水位が、天神橋上の高茶屋水位観測地点において○時○分、2.0m(2.2m、2.4m)に達し、さらに水位上昇が見込まれるため、災害対策本部長に対して避難情報の発令を具申します。

穴倉川判断地点

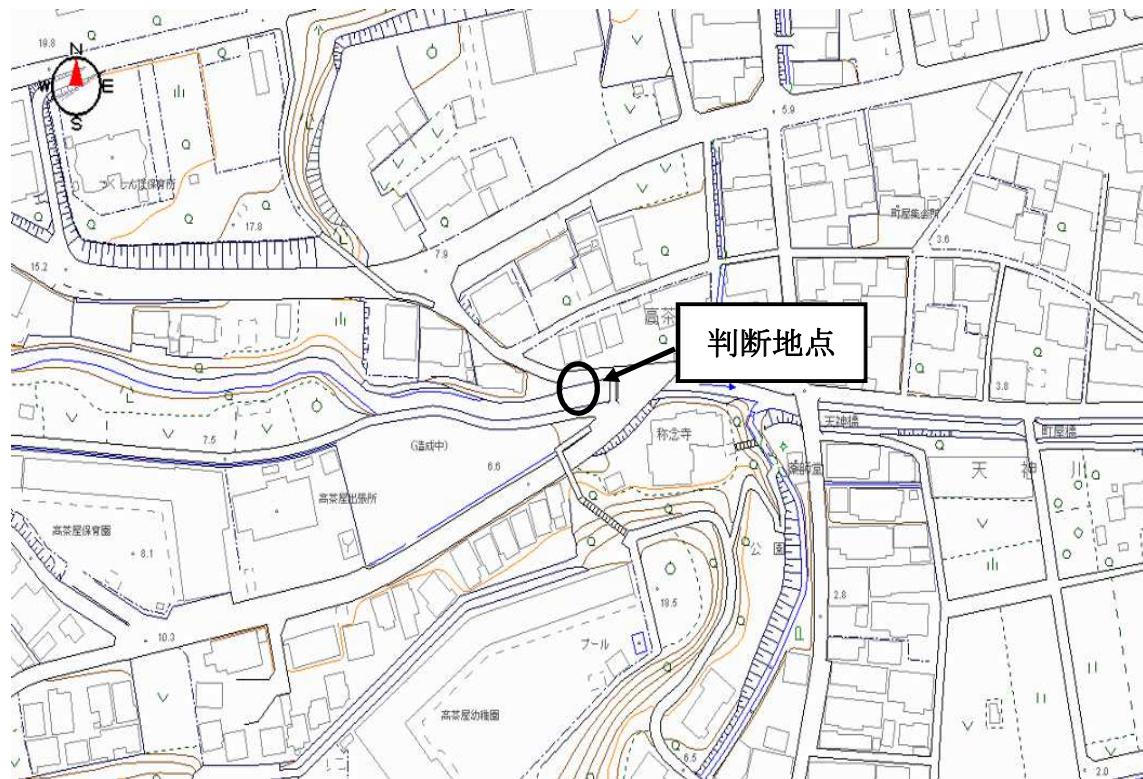


この地図は三重県市町総合事務組合管理者の承認を得て、同組合所管の「2011三重県共有デジタル地図(数値地形図2500(道路縁1000))」を使用し、調整したものである。
(承認番号:三総合地第81号)本成果を複製あるいは使用して地図を調整する場合は、同組合の承認を必要とする。

穴倉川の判断基準表示（広永橋）



天神川判断地点

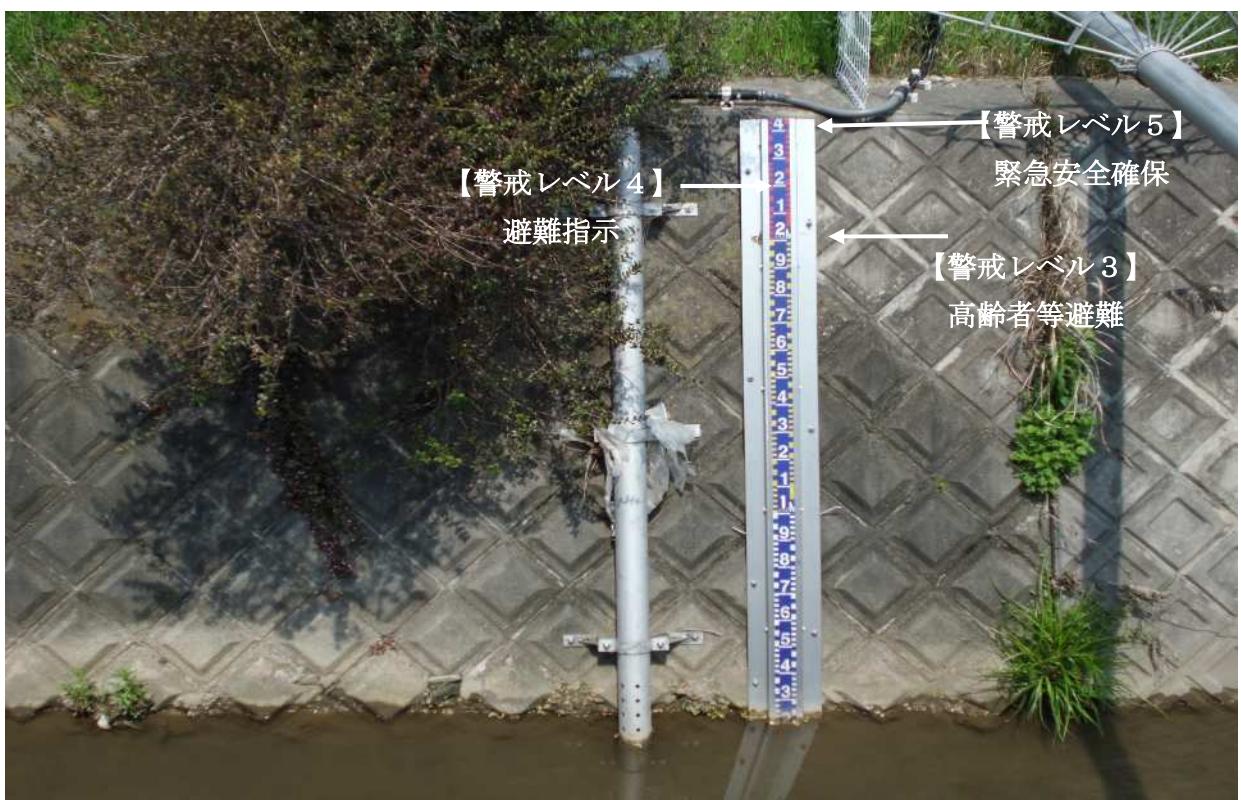


この地図は三重県市町総合事務組合管理者の承認を得て、同組合所管の「2011三重県共有デジタル地図(数値地形図2500(道路線1000))」を使用し、調整したものである。
(承認番号:三総合地第81号)本成果を複製あるいは使用して地図を調整する場合は、同組合の承認を必要とする。

天神川の判断地点：全景



天神川 高茶屋観測所



中小河川における避難情報発令の判断・伝達マニュアル

久居地域

1 趣旨等

洪水予報河川、水位周知河川に指定されていない中小河川等において、洪水等から市民の生命と財産を守るため、迅速かつ的確に避難情報を発令できるよう、その判断地点、基準、開設避難所、対象地域等を定めるとともに、その運用手順を定めるものである。

なお、当マニュアルの作成・運用に当たっては、津市避難情報発令の判断・伝達マニュアルに基づくものとし、該当河川の水位が当マニュアルに示す避難情報発令の判断基準に達した場合は、支部長は直ちに災害対策本部長に対して、避難情報の発令を具申するものとする。

2 避難情報発令の判断基準等

レベル	【警戒レベル3】	【警戒レベル4】	【警戒レベル5】
避難情報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
赤川	判断地点：相互橋 判断基準： 相互橋下の水位が橋の主桁下端に達し、更に水位上昇が見込まれるとき。	判断地点：相互橋 判断基準： 相互橋下の水位が橋の主桁上端に達し、更に水位上昇が見込まれるとき。	判断地点：相互橋 判断基準： 相互橋下の水位が橋の天端高に到達するおそれが高いとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき。
八塙川	判断地点： 八塙川管理橋より 約220m上流付近 判断基準： 水位が基準（青色）に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき。	判断地点： 八塙川管理橋より 約220m上流付近 判断基準： 水位が基準（黄色）に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき。	判断地点： 八塙川管理橋より 約220m上流付近 判断基準： 水位が路面高に到達するおそれが高いとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき。

レベル	【警戒レベル3】	【警戒レベル4】	【警戒レベル5】
避難情報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
かよう川	<p>判断地点： 大日橋より 約400m上流付近</p> <p>判断基準： 水位が基準（青色）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき。</p>	<p>判断地点： 大日橋より 約400m上流付近</p> <p>判断基準： 水位が基準（黄色）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき。</p>	<p>判断地点： 大日橋より 約400m上流付近</p> <p>判断基準： 水位が護岸階段天場を超える越流するおそれがあるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき。</p>
安子谷川	<p>判断地点： 安子公民館から 約160m上流付近</p> <p>判断基準： 水位が基準（青色）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき。</p>	<p>判断地点： 安子公民館から 約160m上流付近</p> <p>判断基準： 水位が基準（黄色）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき。</p>	<p>判断地点： 安子公民館から 約160m上流付近</p> <p>判断基準： 水位が護岸階段天場を超える越流するおそれがあるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき。</p>
谷湫川	<p>判断地点： 榎原上教育集会所上流</p> <p>判断基準： 水位が護岸階段天場から3段目（青色）に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき。 下記「6 谷湫川に係る住民との申し合わせについて」参照</p>	<p>判断地点： 榎原上教育集会所上流</p> <p>判断基準： 水位が護岸階段天場（黄色）に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき。 下記「6 谷湫川に係る住民との申し合わせについて」参照</p>	<p>判断地点： 榎原上教育集会所上流</p> <p>判断基準： 水位が護岸階段天場を超える越流するおそれがあるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき。</p>

【参考資料】

- ①河川位置図
- ②判断地点・規準を示した写真

3 河川ごとの避難対象地区等

河川名	開設避難所	避難対象地区（自治会名）
赤川	久居公民館	須ヶ瀬町
八壺川	久居西中学校	北出自治会（栗葉地区）
かよう川	榎原小学校	榎原4自治会
安子谷川	榎原小学校	榎原4自治会
谷杣川	榎原小学校 (同時に榎原市民館も開設する)	榎原5自治会

4 水位の把握方法及び支部への情報伝達方法

河川名	水位の把握方法及び支部への情報伝達方法
赤川	大雨、洪水警報等の発表により、赤川の水位の上昇が見込まれる場合は、支部長は、地域住民、自主防災組織、地元消防団、市職員によって判断地点（相互橋）水位の目視確認の伝達を電話若しくは移動系防災行政無線等によって受信し、雨量等の情報を踏まえて今後の水位を予測する。また、国土交通省設置のカメラの映像により水位の確認を行う。
八壺川	大雨、洪水警報等の発表により、八壺川の水位の上昇が見込まれる場合は、支部長は、地域住民、自主防災組織、地元消防団、市職員によって判断地点（八壺川管理橋から約220m上流付近）水位の目視確認の伝達を電話若しくは移動系防災行政無線等によって受信し、雨量等の情報を踏まえて今後の水位を予測する。
かよう川	大雨、洪水警報等の発表により、かよう川の水位の上昇が見込まれる場合は、支部長は、地域住民、自主防災組織、地元消防団、市職員によって判断地点（大日橋より約400m上流付近）水位の目視確認の伝達を電話若しくは移動系防災行政無線等によって受信し、雨量等の情報を踏まえて今後の水位を予測する。
安子谷川	大雨、洪水警報等の発表により、安子谷川の水位の上昇が見込まれる場合は、支部長は、地域住民、自主防災組織、地元消防団、市職員によって判断地点（安子公民館から約160m上流付近）水位の目視確認の伝達を電話若しくは移動系防災行政無線等によって受信し、雨量等の情報を踏まえて今後の水位を予測する。
谷杣川	大雨、洪水警報等の発表により、谷杣川の水位の上昇が見込まれる場合は、支部長は、地域住民、自主防災組織、地元消防団、市職員によって判断地点（榎原上教育集会所上流）水位の目視確認の伝達を電話若しくは移動系防災行政無線等によって受信し、雨量等の情報を踏まえて今後の水位を予測する。

5 危機管理総務部への情報伝達方法

(1) 危機管理総務部へ情報伝達するトリガー

大雨、洪水警報の発表時、または異常な河川水位上昇に伴い、設定した避難情報の発令基準に達し、さらに水位上昇が見込まれる場合。

(2) 避難情報発令の具申

情報の伝達により、判断基準に基づき避難情報を発令する場合、支部長は直ちに災害対策本部長に対して、避難情報の発令を具申する。

(3) 危機管理総務部への情報伝達

災害対策本部長への具申による避難情報の発令の指示に伴い、危機管理総務部へ以下のとおり伝達を行う。

ア 情報伝達職員・・・津市災害対策本部久居支部長

イ 方 法・・・・・・電話又は防災行政無線

ウ 伝達内容・・・・・【警戒レベル3】高齢者等避難及び【警戒レベル4】
避難指示の発令と避難対象地区

6 谷川に係る住民との申し合わせについて

(1) 発令内容について

ア 「【警戒レベル3】高齢者等避難」の発令文例

「こちらは、津市災害対策本部です。谷川の水位が上昇し、洪水のおそれがあります。〇〇時〇〇分に神原5自治会に【警戒レベル3】高齢者等避難を発令しました。避難に時間がかかる方は、早めに避難を開始してください。開設避難所は、神原小学校です。外が危険な場合は、屋内の安全なところに避難してください。」

イ 「【警戒レベル4】避難指示」の発令文例

「こちらは、津市災害対策本部です。谷川の水位が上昇し、洪水の危険があるため、〇〇時〇〇分に神原5自治会に【警戒レベル4】避難指示を発令しました。直ちに最寄りの避難所へ避難してください。開設避難所は、神原小学校です。外が危険な場合は、屋内の安全なところに避難してください。」

(2) 判断基準について

中小河川における避難情報発令の判断・伝達マニュアル 【避難情報の判断基準】

1～4のいずれか1つに該当する場合に、【警戒レベル3】高齢者等避難を発令するものとする。

- 1：谷杣川の判断地点において、【警戒レベル3】高齢者等避難の判断基準である水位に達した時。
- 2：大雨警報（浸水害）が発表され、笠取山雨量観測所の降り始めからの累積雨量が100mmに達し、今後もさらに雨量が増加すると見込まれる場合。（面的雨量（レーダ等）で雨域がある場合）又は、笠取山雨量観測所の1時間雨量が30mmを超え、今後もさらに雨量が増加すると見込まれる場合。
- 3：地域の水防団等から避難準備行動の必要性に関する通報があった場合。
- 4：浸水等の発生に関する情報が住民等から通報された場合。

1～5のいずれか1つに該当する場合に、【警戒レベル4】避難指示を発令するものとする。

- 1：谷杣川の判断地点において、【警戒レベル4】避難指示の判断基準である水位に達した時。
- 2：大雨警報（浸水害）が発表され、笠取山雨量観測所の降り始めからの累積雨量が130mmに達し、今後もさらに雨量が増加すると見込まれる場合。（面的雨量（レーダ等）で雨域がある場合）又は、笠取山雨量観測所の1時間雨量が50mmを超え、今後もさらに雨量が増加すると見込まれる場合。
- 3：地域の水防団等から避難行動の必要性に関する通報があった場合。
- 4：浸水等の発生に関する情報が住民等から通報された場合。
- 5：避難行動が危険である場合、屋内の安全な場所に避難する。

※流木等により、川の流れが堰き止められ、急激に水位が上昇して、洪水の危険性が高まった場合は、速やかに【警戒レベル4】避難指示を発令する。また、【警戒レベル4】避難指示が、夜間に発令されることが予想される場合は、避難行動に危険を及ぼす可能性が高くなることから、【警戒レベル4】避難指示の発令を前倒しすることも検討する。

○開設避難所・・・榎原小学校を開設する際には、申し合わせ事項として、榎原市民館も開設する。

○住民等へ周知すべき事項

小河川の場合は、床上浸水となるケースが多くないこと、浸水が極めて短時間で発生する場合が多いことから、【警戒レベル4】避難指示が発令された場合の避難行動は、小河川の沿川家屋、地下空間等関係者以外の者は、屋内安全確保を基本として避難行動をする。

①河川位置図（赤川）



②判断地点・規準を示した写真

河川名	判断地点：相互橋
赤川	<p>【警戒レベル4】 避難指示 橋の主桁上端</p> <p>【警戒レベル3】 高齢者等避難 橋の主桁下端</p> <p>※線のペンキ塗装は無し。</p>

①河川位置図（八壺川）



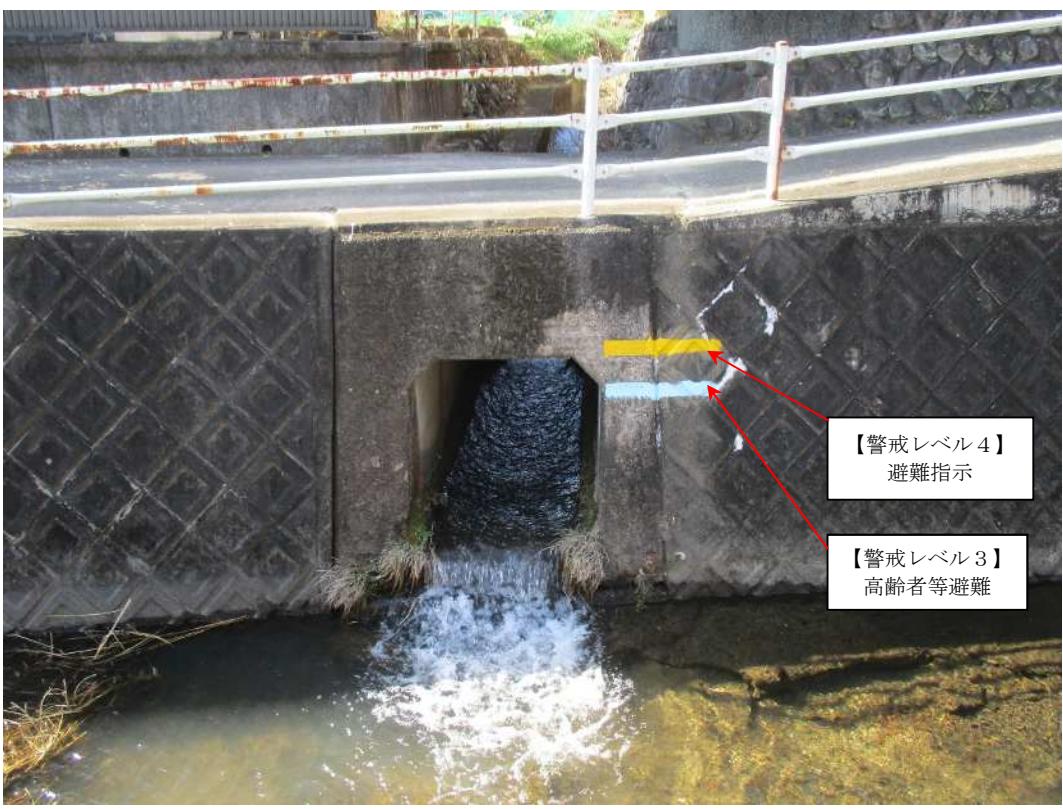
②判断地点・規準を示した写真

河川名	判断地点：八壺川管理橋より約220m上流付近
八壺川	 <p>【警戒レベル4】 避難指示</p> <p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>

①河川位置図（かよう川）



②判断地点・規準を示した写真

河川名	判断地点：大日橋より約400m上流付近
かよう 川	

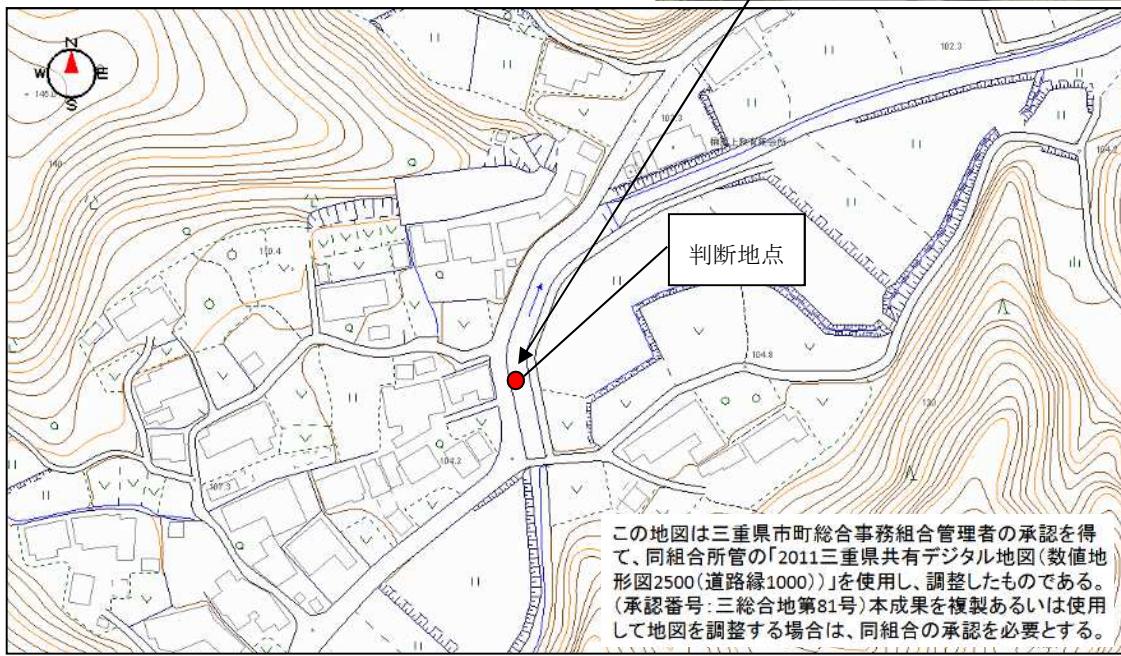
①河川位置図（安子谷川）



②判断地点・規準を示した写真

河川名	判断地点：安子公民館から約160m上流付近
安子谷 川	<p>A photograph of a concrete riverbank. Two horizontal yellow markers are visible on the wall, with orange arrows pointing to them from a callout box labeled '【警戒レベル4】避難指示'. Another callout box below it is labeled '【警戒レベル3】高齢者等避難'.</p>

①河川位置図（谷川）



②判断地点・規準を示した写真

河川名	判断地点：榎原上教育集会所上流
谷川	<p>榎原上教育集会所上流</p> <p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p> <p>【警戒レベル4】 避難指示</p>

中小河川における避難情報発令の判断・伝達マニュアル

河芸地域

1 趣旨等

洪水予報河川、水位周知河川に指定されていない中小河川等において、洪水等から市民の生命と財産を守るために、迅速かつ的確に避難情報を発令できるよう、その判断地点、基準、開設避難所、対象地域等を定めるとともに、その運用手順を定めるものである。

なお、当マニュアルの作成・運用に当たっては、津市避難情報発令の判断・伝達マニュアルに基づくものとし、該当河川の水位が当マニュアルに示す避難情報発令の判断基準に達した場合は、支部長は直ちに災害対策本部長に対して、避難情報の発令を具申するものとする。

2 避難情報発令の判断基準等

レベル	【警戒レベル3】	【警戒レベル4】	【警戒レベル5】
避難情報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
田中川 (上野)	判断地点： 大蔵橋西記念碑付近 判断基準： 判断地点の水位が基準 (青色)に達し、さらに 水位上昇が見込まれる とき。	判断地点： 大蔵橋西記念碑付近 判断基準： 判断地点の水位が基 準(黄色)に達し、さ らに水位上昇が見込 まれるとき。	判断地点： 大蔵橋西記念碑付近 判断基準： 判断地点の水位が堤防 を越えるおそれがある ときや、漏水等堤防の 決壊につながる前兆現 象が確認されるとき、 または当該河川におい て決壊や越流を確認し たとき。
田中川 (東千里)	判断地点： 防潮水門水位標 判断基準： 防潮水門設置の水位標 が 2.6m を観測し、更に 水位の上昇が見込まれ るとき。	判断地点： 防潮水門水位標 判断基準： 防潮水門設置の水位 標が 2.8m を観測し、 更に水位の上昇が見 込まれるとき。	判断地点： 防潮水門西地点 判断基準： 判断地点の水位が堤防 を越えるおそれがある ときや、漏水等堤防の 決壊につながる前兆現 象が確認されるとき、

レベル	【警戒レベル3】	【警戒レベル4】	【警戒レベル5】
避難情報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
			または当該河川において決壊や越流を確認したとき。
田中川 (大蔵園)	<p>判断地点： 防潮水門水位標</p> <p>判断基準：防潮水門設置の水位標が 2.4m を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。</p>	<p>判断地点： 防潮水門水位標</p> <p>判断基準：防潮水門設置の水位標が 2.6m を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき。</p>	<p>判断地点： 汐見橋西地点</p> <p>判断基準： 判断地点の水位が堤防を越えるおそれがあるときや、漏水等堤防の決壊につながる前兆現象が確認されるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき。</p>

【参考資料】

- ①河川位置図（田中川）
- ②判断地点・基準を示した写真

3 河川ごとの避難対象地区等

河川名	開設避難所	避難対象地区（自治会名）
田中川 (上野)	上野小学校	上野
田中川 (東千里)	千里ヶ丘小学校	東千里
田中川 (大蔵園)	上野小学校	大蔵園

4 水位の把握方法及び支部への情報伝達方法

河川名	水位の把握方法及び支部への情報伝達方法
田中川 (上野)	<p>大雨、洪水警報等の発表により、田中川の水位の上昇が見込まれる場合、支部長は、地元消防団及び支部職員により河川の巡視を実施し、判断地点（大蔵橋西記念碑付近基準線）水位の目視確認の伝達を電話若しくは移動系防災行政無線等によって受信し、雨量等の情報を踏まえて今後の水位を予測する。また、津建設事務所に防潮水門の水位を電話で確認し、1時間に30mm以上～50mm未満の激しい雨を記録したときは、その都度巡視する。</p> <p>巡視及び津建設事務所から聞き取った水位は、河芸支部及び河芸分署において情報共有を図る。</p> <p>避難情報発令時は、避難対象地区自治会長及び津警察署河芸町交番等へ情報を提供する。</p>
田中川 (東千里)	<p>大雨、洪水警報等の発表により、田中川の水位の上昇が見込まれる場合、支部長は、地元消防団及び支部職員により河川の巡視を実施し、判断地点（防潮水門水位標及び防潮水門西地点）水位の目視確認の伝達を電話若しくは移動系防災行政無線等によって受信し、雨量等の情報を踏まえて今後の水位を予測する。また、津建設事務所に防潮水門の水位を電話で確認し、1時間に30mm以上～50mm未満の激しい雨を記録したときは、その都度巡視する。</p> <p>巡視及び津建設事務所から聞き取った水位は、河芸支部及び河芸分署において情報共有を図る。</p> <p>避難情報発令時は、避難対象地区自治会長及び津警察署河芸町交番等へ情報を提供する。</p>
田中川 (大倉園)	<p>大雨、洪水警報等の発表により、田中川の水位の上昇が見込まれる場合、支部長は、地元消防団及び支部職員により河川の巡視を実施し、判断地点（防潮水門水位標及び汐見橋西地点）水位の目視確認の伝達を電話若しくは移動系防災行政無線等によって受信し、雨量等の情報を踏まえて今後の水位を予測する。また、津建設事務所に防潮水門の水位を電話で確認し、1時間に30mm以上～50mm未満の激しい雨を記録したときは、その都度巡視する。</p> <p>巡視及び津建設事務所から聞き取った水位は、河芸支部及び河芸分署において情報共有を図る。</p> <p>避難情報発令時は、避難対象地区自治会長及び津警察署河芸町交番等へ情報を提供する。</p>

※田中川の巡視は、河芸支部職員及び地元消防団員が行い、自治会等は行わない。

5 危機管理総務部への情報伝達方法

(1) 危機管理総務部へ情報伝達するトリガー

大雨、洪水警報の発表時、または異常な河川水位上昇に伴い、設定した避難情報の発令基準に達し、さらに水位上昇が見込まれる場合

(2) 避難情報発令の具申

情報の伝達により、判断基準に基づき避難情報を発令する場合、支部長は直ちに災害対策本部長に対して、避難情報の発令を具申する。

(3) 危機管理総務部への情報伝達

災害対策本部長への具申による避難情報の発令の指示に伴い、危機管理総務部へ以下のとおり伝達を行う。

ア 情報伝達職員

津市災害対策本部河芸支部長

イ 方法

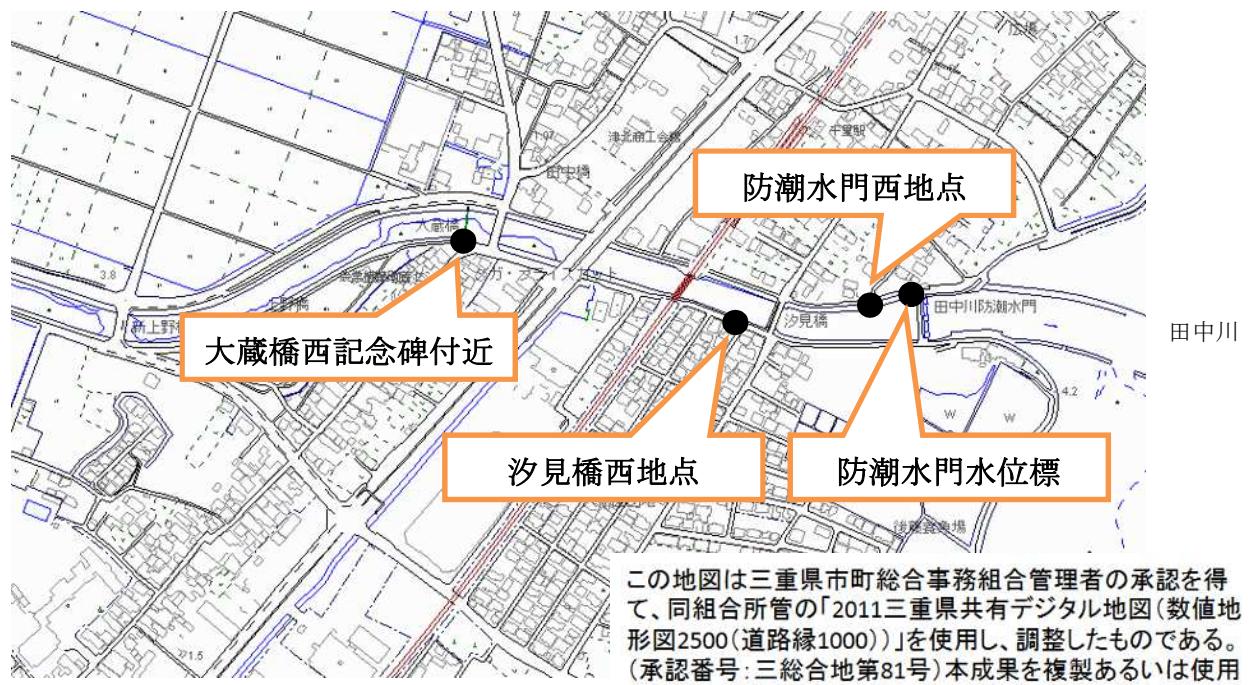
電話又は移動系防災行政無線

ウ 伝達内容

【警戒レベル3】高齢者等避難及び【警戒レベル4】避難指示の発令と避難対象地区

【参考資料】

①河川位置図（田中川）



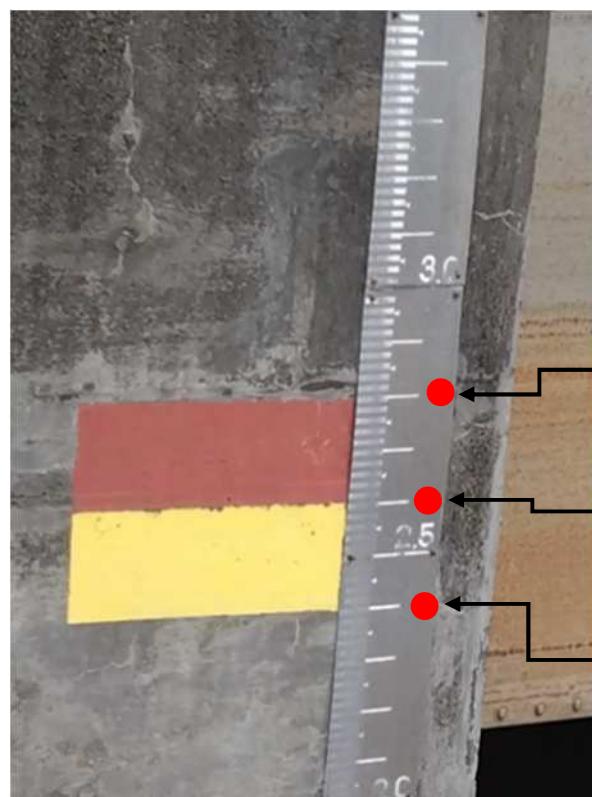
②判断地点・基準を示した写真

河川名	各判断地点
田中川 (上野)	<p>【警戒レベル4】 避難指示</p> <p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>



防潮水門水位標

田中川
(東千里、
大蔵園)



中小河川における避難情報発令の判断・伝達マニュアル

芸濃地域

1 趣旨等

洪水予報河川、水位周知河川に指定されていない中小河川等において、洪水等から市民の生命と財産を守るために、迅速かつ的確に避難情報を発令できるよう、その判断地点、基準、開設避難所、対象地域等を定めるとともに、その運用手順を定めるものである。

なお、当マニュアルの作成・運用に当たっては、津市避難情報発令の判断・伝達マニュアルに基づくものとし、該当河川の水位が当マニュアルに示す避難情報発令の判断基準に達した場合は、支部長は直ちに災害対策本部長に対して、避難情報の発令を具申するものとする。

2 避難情報発令の判断基準等

レベル	【警戒レベル3】	【警戒レベル4】	【警戒レベル5】
避難情報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
中ノ川	判断地点： 芸濃町楠原新六橋 判断基準： 判断地点の水位が基準に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生する恐れがあるとき。	判断地点： 芸濃町楠原新六橋 判断基準： 判断地点の水位が基準に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生する恐れがあるとき。	判断地点： 芸濃町楠原新六橋 判断基準： 判断地点の水位が基準に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき。
安濃川 上流	判断地点：芸濃町河内下之垣内公民館前 国土交通省【川の防災情報】の下垣内観測所の水位 判断基準： 水位計が 2.10m を示し、更に水位上昇が見込まれるとき。	判断地点：芸濃町河内下之垣内公民館前 国土交通省【川の防災情報】の下垣内観測所の水位 判断基準： 水位計が 2.45m を示し、更に水位上昇が見込まれるとき。	判断地点：芸濃町河内下之垣内公民館前 国土交通省【川の防災情報】の下垣内観測所の水位 判断基準： 水位計が 2.80m を示し、更に水位上昇が見込まれるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき。

【参考資料】①河川位置図 ②判断地点・規準を示した写真

3 河川ごとの避難対象地区等

河川名	開設避難所	避難対象地区（自治会名）
中ノ川	明小学校 (楠原公民館一時避難場所(及び寺) 中ノ川の水位が上昇し、中ノ川を横断する新玉橋を通行することが危険な場合)	林川原自治会 楠原中自治会 楠原東自治会
安濃川 上流	錫杖湖水荘 (土砂災害を含む大雨警報発令時は、雲林院福祉会館へ)	河内中自治会

4 水位の把握方法及び支部への情報伝達方法

河川名	水位の把握方法及び支部への情報伝達方法
中ノ川	大雨、洪水警報等の発表により、中ノ川の水位の上昇が見込まれる場合、支部長は、地元消防団及び支部職員の河川の巡視による判断地点（芸濃町楠原新六橋）水位の目視確認の伝達を電話若しくは移動系防災行政無線等によって受信し、雨量等の情報を踏まえて今後の水位を予測する。 また、時間雨量 50 mmを越えたときは、その都度巡視する。 巡視報告は、災害時における連絡体制により、支部へ河川情報等を詳細に報告する。
安濃川 上流	大雨、洪水警報等の発表により、安濃川の水位の上昇が見込まれる場合、支部長は、地元消防団及び支部職員の河川の巡視による判断地点（芸濃町河内下之垣内公民館前）水位の目視確認若しくは国交省HPでの同観測地点における水位情報の伝達を電話若しくは移動系防災行政無線等によって受信し、雨量等の情報を踏まえて今後の水位を予測する。 また、時間雨量 50 mmを越えたときは、その都度確認若しくは巡視する。 確認等報告は、災害時における連絡体制により、支部へ河川情報等を詳細に報告する。

5 危機管理総務部への情報伝達方法

(1) 危機管理総務部へ情報伝達するトリガー

大雨、洪水警報の発表時、または異常な河川水位上昇に伴い、設定した避難情報の発令基準に達し、さらに水位上昇が見込まれる場合

(2) 避難情報発令の具申

情報の伝達により、判断基準に基づき避難情報を発令する場合、支部長は直ちに災害対策本部長に対して、避難情報の発令を具申する。

(3) 危機管理総務部への情報伝達

災害対策本部長への具申による避難情報の発令の指示に伴い、危機管理総務部へ以下のとおり伝達を行う。

ア 情報伝達職員

津市災害対策本部芸濃支部長

イ 方法

電話又は防災行政無線

ウ 伝達内容

【警戒レベル3】高齢者等避難及び【警戒レベル4】避難指示の発令と避難対象地区

【参考資料】

①河川位置図（中ノ川）



②判断地点・規準を示した写真

河川名	判断地点：芸濃町楠原新六橋
中ノ川	<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p> <p>【警戒レベル4】 避難指示</p> <p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>

①河川位置図（安濃川上流）



②判断地点・規準を示した写真（安濃川）

河川名	判断地点：下垣内観測所（芸濃町河内下之垣内公民館前）
安濃川 上流	<p>【警戒レベル5】</p> <p>【警戒レベル4】 避難指示</p> <p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p> <p>緊急安全確保 水位計 2.80m 避難指示 水位計 2.45m 高齢者等避難 水位計 2.10m</p>

中小河川における避難情報発令の判断・伝達マニュアル

美里地域

1 趣旨等

洪水予報河川、水位周知河川に指定されていない中小河川等において、洪水等から市民の生命と財産を守るために、迅速かつ的確に避難情報を発令できるよう、その判断地点、基準、開設避難所、対象地域等を定めるとともに、その運用手順を定めるものである。

なお、当マニュアルの作成・運用に当たっては、津市避難情報発令の判断・伝達マニュアルに基づくものとし、該当河川の水位が当マニュアルに示す避難情報発令の判断基準に達した場合は、支部長は直ちに災害対策本部長に対して、避難情報の発令を具申するものとする。

2 避難情報発令の判断基準等

レベル	【警戒レベル3】	【警戒レベル4】	【警戒レベル5】
避難情報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
① 桂畠川 (南長野)	判断地点： 市道東出中出線岩辺橋下 判断基準： 水位が左岸(護岸工)の概ね1/2下に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき。	判断地点： 市道東出中出線岩辺橋下 判断基準： 水位が左岸(護岸工)の概ね2/3下に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき。	判断地点： 市道東出中出線岩辺橋下 判断基準： 水位のさらなる上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが非常に高まったとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき。
② 桂畠川 (桂畠)	判断地点： 桂畠文化センター前 判断基準： 水位が左岸(ガードレール下)の概ね1/2下に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発	判断地点： 桂畠文化センター前 判断基準： 水位が左岸(ガードレール下)の概ね2/3下に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき、または当該河川に	判断地点： 桂畠文化センター前 判断基準： 水位のさらなる上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが非常に高まったとき、または当該河川に

レベル	【警戒レベル3】	【警戒レベル4】	【警戒レベル5】
避難情報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
	生するおそれが高まったとき。	生するおそれが高まったとき。	おいて決壊や越流を確認したとき。
③ 細野川	判断地点： 市道北長野本線 前田橋下 判断基準： 水位が左岸(ブロック積)の概ね1/2下に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき。	判断地点： 市道北長野本線 前田橋下 判断基準： 水位が左岸(ブロック積)の概ね2/3下に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき。	判断地点： 市道北長野本線 前田橋下 判断基準： 水位のさらなる上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが非常に高まったとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき。
④ 柳谷川	判断地点： 三郷柳谷梅林寺下 判断基準： 水位が右岸(ブロック積)の概ね1/2下に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき。	判断地点： 三郷柳谷梅林寺下 判断基準： 水位が右岸(ブロック積)の概ね2/3下に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき。	判断地点： 三郷柳谷梅林寺下 判断基準： 水位のさらなる上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが非常に高まったとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき。
⑤ 穴倉川	判断地点： 津市消防団美里方面団第3分団詰所・車庫予定施設前 判断基準： 水位が左岸(ブロック積)の概ね1/2下に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生す	判断地点： 津市消防団美里方面団第3分団詰所・車庫予定施設前 判断基準： 水位が左岸(ブロック積)の概ね2/3下に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生す	判断地点： 津市消防団美里方面団第3分団詰所・車庫予定施設前 判断基準： 水位のさらなる上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが非常に高まったとき、または当該河川に

レベル	【警戒レベル3】	【警戒レベル4】	【警戒レベル5】
避難情報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
	るおそれが高まったとき。	るおそれが高まったとき。	おいて決壊や越流を確認したとき。
⑥ 待口川	判断地点： 国道 163 号みさと丘 入口交差点北 判断基準： 水位が頭首工を越流し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき。	判断地点： 国道 163 号みさと丘 入口交差点北 判断基準： 水位が農業用水ゲートに達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき。	判断地点： 国道 163 号みさと丘入口交差点北 判断基準： 水位のさらなる上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが非常に高まったとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき。
⑦ 久保川	判断地点： 市道馬場久保線 田代橋付近 判断基準： 水位が右岸（護岸工）の概ね 160 cm に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき。	判断地点： 市道馬場久保線 田代橋付近 判断基準： 水位が右岸（護岸工）の概ね 200 cm に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき。	判断地点： 市道馬場久保線 田代橋付近 判断基準： 水位のさらなる上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが非常に高まったとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき。

【参考資料】

- ①河川位置図
- ②判断地点・規準を示した写真

3 河川ごとの避難対象地区等

河川名	開設避難所	避難対象地区 (自治会名)	特に注意する避難対象地区
① 桂畠川 (南長野)	北長野林業者等休 養福祉施設	南長野	南長野東出垣内
			南長野中出下垣内
② 桂畠川 (桂畠)		桂 畠	桂畠上出垣内
			北長野
③ 細野川		北長野	北長野横町垣内
④ 柳谷川	美里社会福祉 センター	三 郷	柳谷垣内
⑤ 穴倉川	旧辰水小学校	家 所	家所辰ノ口上垣内
⑥ 待口川	美里社会福祉 センター	三 郷	栗原垣内
⑦ 久保川	旧辰水小学校	家 所	家所、久保、向出垣内

4 水位の把握方法及び支部への情報伝達方法

河川名	水位の把握方法及び支部への情報伝達方法
① ② 桂畠川	大雨、洪水警報等の発表により、桂畠川の水位の上昇が見込まれる場合、支部長は、直ちに地元自治会長（南長野・桂畠）、地元消防団及び支部職員の河川の巡視による判断地点①（市道東出中出線岩辺橋下）②（桂畠文化センター前）水位の目視確認の伝達を電話若しくは移動系防災行政無線等によって受信し、雨量等の情報を踏まえて今後の水位を予測する。その後定期的な巡視を実施するとともに、時間雨量が50mmを超えたときは、特に注視する。 巡視報告は、災害時における連絡体制により、支部へ河川情報等を詳細に報告する。
③ 細野川	大雨、洪水警報等の発表により、細野川の水位の上昇が見込まれる場合、支部長は、直ちに地元自治会長（北長野・細野）、地元消防団及び支部職員の河川の巡視による判断地点（市道北長野本線 前田橋下）水位の目視確認の伝達を電話若しくは移動系防災行政無線等によって受信し、雨量等の情報を踏まえて今後の水位を予測する。その後定期的な巡視を実施するとともに、時間雨量が50mmを超えたときは、特に注視する。 巡視報告は、災害時における連絡体制により、支部へ河川情報等を詳細に報告する。

④ 柳谷川	<p>大雨、洪水警報等の発表により、柳谷川の水位の上昇が見込まれる場合、支部長は、直ちに地元自治会長（三郷）、地元消防団及び支部職員の河川の巡視による判断地点（三郷柳谷梅林寺下）水位の目視確認の伝達を電話若しくは移動系防災行政無線等によって受信し、雨量等の情報を踏まえて今後の水位を予測する。その後定期的な巡視を実施するとともに、時間雨量が 50 mmを超えたときは、特に注視する。</p> <p>巡視報告は、災害時における連絡体制により、支部へ河川情報等を詳細に報告する。</p>
⑤ 穴倉川	<p>大雨、洪水警報等の発表により、穴倉川の水位の上昇が見込まれる場合、支部長は、直ちに地元自治会長（家所）、地元消防団及び支部職員の河川の巡視による判断地点（津市消防団美里方面団第 3 分団詰所・車庫予定施設前）水位の目視確認の伝達を電話若しくは移動系防災行政無線等によって受信し、雨量等の情報を踏まえて今後の水位を予測する。その後定期的な巡視を実施するとともに、時間雨量が 50 mmを超えたときは、特に注視する。</p> <p>巡視報告は、災害時における連絡体制により、支部へ河川情報等を詳細に報告する。</p>
⑥ 待口川	<p>大雨、洪水警報等の発表により、待口川の水位の上昇が見込まれる場合、支部長は、直ちに地元自治会長（三郷）、地元消防団及び支部職員の河川の巡視による判断地点（国道 163 号みさと丘入口交差点北）水位の目視確認の伝達を電話若しくは移動系防災行政無線等によって受信し、雨量等の情報を踏まえて今後の水位を予測する。その後定期的な巡視を実施するとともに、時間雨量が 50 mmを超えたときは、特に注視する。</p> <p>巡視報告は、災害時における連絡体制により、支部へ河川情報等を詳細に報告する。</p>
⑦ 久保川	<p>大雨、洪水警報等の発表により、久保川の水位の上昇が見込まれる場合、支部長は、直ちに地元自治会長（家所）、地元消防団及び支部職員の河川の巡視による判断地点（美里町家所地内田代橋付近）水位の目視確認の伝達を電話若しくは移動系防災行政無線等によって受信し、雨量等の情報を踏まえて今後の水位を予測する。その後定期的な巡視を実施するとともに、時間雨量が 50 mmを超えたときは、特に注視する。</p> <p>巡視報告は、災害時における連絡体制により、支部へ河川情報等を詳細に報告する。</p>

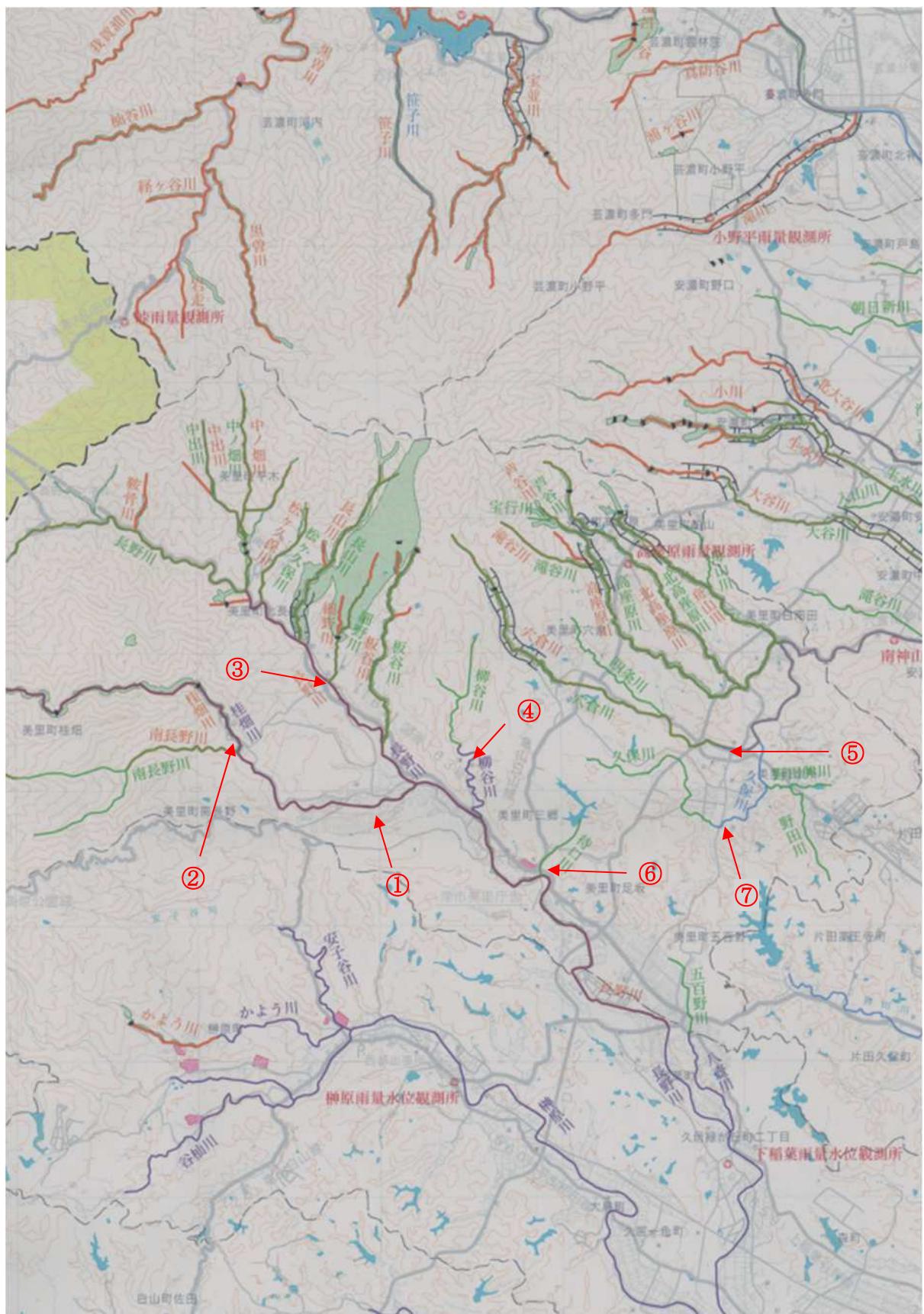
- ア 大雨・洪水警報発表
- ・職員（美里支部編成表班編成による）
 - ・消防団員（方面団長出動指示による）
- } ⇒ 巡視による。
- 《巡視箇所》 ⇒ 美里全域
- ・特に上記2の美里地内避難情報発令の判断基準等一覧表判断地点
- 《巡視報告》
- ・職 員 ⇒ 支部長
□□(情報の共有)
 - ・消防団員 ⇒ 方面団長 ⇒ 美里分署 ⇒ 消防本部
- イ 危険水位上昇が認められた時
- || 中小河川氾濫による道路冠水予防
 - ▽ 住民から床下浸水等を防ぐために土のう積の依頼があった時
- ※水防土のう積実施（自主防災会・消防団・職員の共同）

5 危機管理総務部への情報伝達方法

- (1) 危機管理総務部へ情報伝達するトリガー
大雨、洪水警報の発表時、または異常な河川水位上昇に伴い、設定した避難情報の発令基準に達し、さらに水位上昇が見込まれる場合。
- (2) 避難情報発令の具申
情報の伝達により、判断基準に基づき避難情報を発令する場合、支部長は直ちに災害対策本部長に対して、避難情報の発令を具申する。
- (3) 危機管理総務部への情報伝達
災害対策本部長への具申による避難情報の発令の指示に伴い、危機管理総務部へ以下のとおり伝達を行う。
 - ア 情報伝達職員
津市災害対策本部美里支部長
 - イ 方法
電話又は防災行政無線
 - ウ 伝達内容
【警戒レベル3】高齢者等避難及び【警戒レベル4】避難指示の発令と避難対象地区

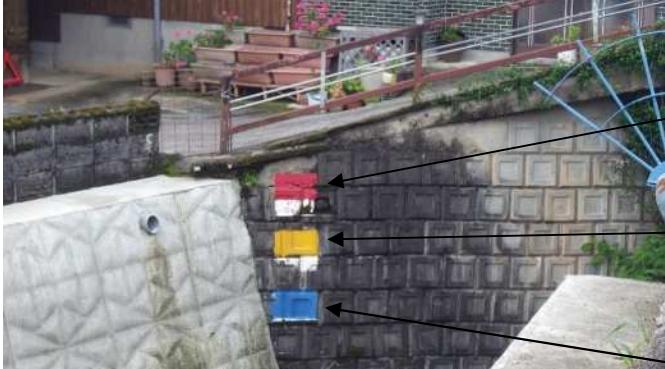
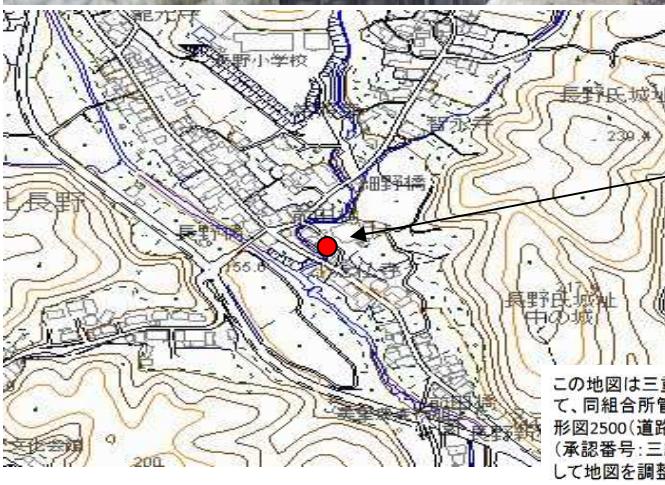
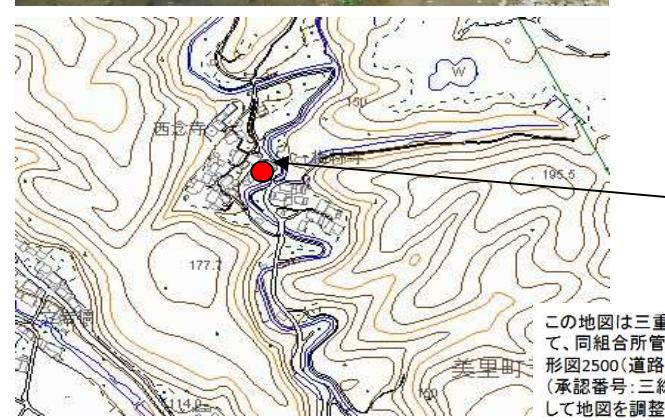
【参考資料】

①河川位置図

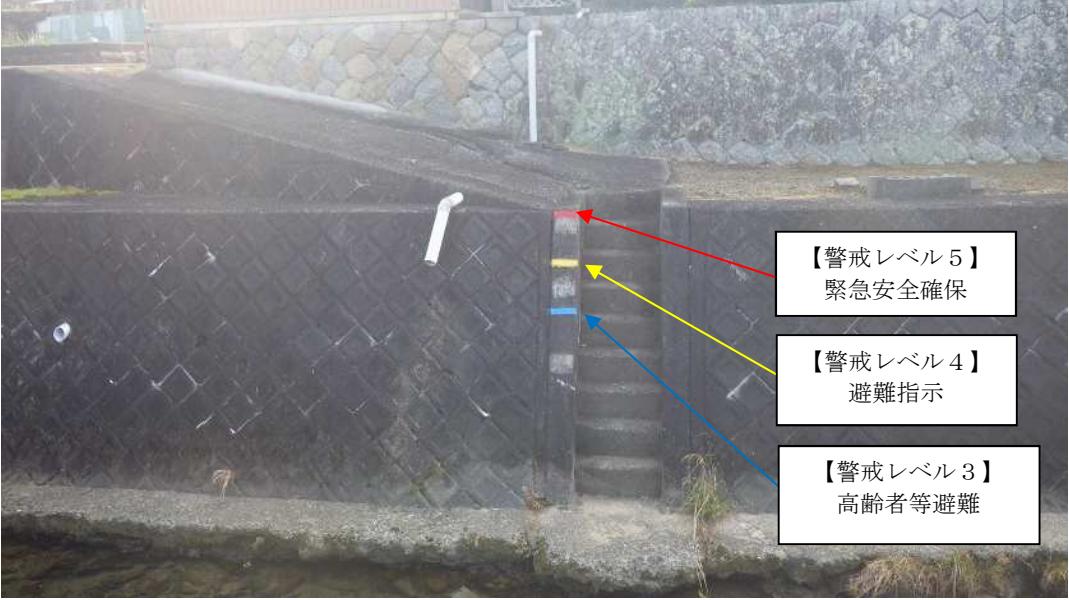


②判断地点・規準を示した写真

河川名	各判断地点
① 桂畑川 南長野 地 内	 <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>【警戒レベル 5】 緊急安全確保</p> <p>【警戒レベル 4】 避難指示</p> <p>【警戒レベル 3】 高齢者等避難</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>判断地点 市道東出中出線岩辺橋下</p> </div> </div>  <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <small>この地図は三重県市町総合事務組合管理者の承認を得て、同組合所管の「2011三重県共有デジタル地図(数値地形図2500(道路線1000))」を使用し、調整したものである。 (承認番号:三総合地第81号)本成果を複製あるいは使用して地図を調整する場合は、同組合の承認を必要とする。</small> </div>
② 桂畑川 桂 畑 地 内	 <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>【警戒レベル 5】 緊急安全確保</p> <p>【警戒レベル 4】 避難指示</p> <p>【警戒レベル 3】 高齢者等避難</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>判断地点 桂畑文化センター前</p> </div> </div>  <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <small>この地図は三重県市町総合事務組合管理者の承認を得て、同組合所管の「2011三重県共有デジタル地図(数値地形図2500(道路線1000))」を使用し、調整したものである。 (承認番号:三総合地第81号)本成果を複製あるいは使用して地図を調整する場合は、同組合の承認を必要とする。</small> </div>

河川名	各判断地点
③ 細野川 北長野 地内	 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> 【警戒レベル5】 緊急安全確保 </div> <div style="text-align: center;"> 【警戒レベル4】 避難指示 </div> <div style="text-align: center;"> 【警戒レベル3】 高齢者等避難 </div> </div>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: 0;"> 判断地点 市道北長野本線 前田橋下 </div> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">この地図は三重県市町総合事務組合管理者の承認を得て、同組合所管の「2011三重県共有デジタル地図(数値地形図2500(道路線1000))」を使用し、調整したものである。 (承認番号:三総合地第81号)本成果を複製あるいは使用して地図を調整する場合は、同組合の承認を必要とする。</p>
④ 柳谷川 三郷 地内	 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> 【警戒レベル5】 緊急安全確保 </div> <div style="text-align: center;"> 【警戒レベル4】 避難指示 </div> <div style="text-align: center;"> 【警戒レベル3】 高齢者等避難 </div> </div>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: 0;"> 判断地点 三郷柳谷梅林寺下 </div> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">この地図は三重県市町総合事務組合管理者の承認を得て、同組合所管の「2011三重県共有デジタル地図(数値地形図2500(道路線1000))」を使用し、調整したものである。 (承認番号:三総合地第81号)本成果を複製あるいは使用して地図を調整する場合は、同組合の承認を必要とする。</p>

河川名	各判断地点
⑤ 穴倉川 家 所 内	 <p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p> <p>【警戒レベル4】 避難指示</p> <p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>  <p>判断地点 津市消防団美里方面団第3分団詰所・車庫予定施設前</p> <p>この地図は三重県市町総合事務組合管理者の承認を得て、同組合所管の「2011三重県共有デジタル地図(数値地形図2500(道路線1000))」を使用し、調整したものである。(承認番号:三総合地第81号)本成果を複製あるいは使用して地図を調整する場合は、同組合の承認を必要とする。</p>
⑥ 待口川 三 郷 地 内	 <p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p> <p>【警戒レベル4】 避難指示</p> <p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>  <p>判断地点 国道163号みさと丘入口交差点北</p> <p>この地図は三重県市町総合事務組合管理者の承認を得て、同組合所管の「2011三重県共有デジタル地図(数値地形図2500(道路線1000))」を使用し、調整したものである。(承認番号:三総合地第81号)本成果を複製あるいは使用して地図を調整する場合は、同組合の承認を必要とする。</p>

河川名	判断地点：市道馬場久保線 田代橋付近
⑦ 久保川 家 所 地 内	 <p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p> <p>【警戒レベル4】 避難指示</p> <p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>
	 <p>この地図は三重県市町総合事務組合管理者の承認を得て、同組合所管の「2011三重県共有デジタル地図(数値地形図2500(道路縁1000))」を使用し、調整したものである。 (承認番号:三総合地第81号)本成果を複製あるいは使用して地図を調整する場合は、同組合の承認を必要とする。</p>

中小河川における避難情報発令の判断・伝達マニュアル

安濃地域

1 趣旨等

平成26年度に水位周知河川に指定された美濃屋川において、長岡観測所の観測水位を避難情報発令の判断基準として運用を行ってきたが、同観測地点が遠方かつ下流域であり、平成26年8月の台風第11号及び同年10月の台風第19号での運用結果（対象地区的住民に対して避難行動をとるべき判断情報として伝達するタイミングが早すぎる）を踏まえ、これまでの避難情報発令の判断基準水位が適切でないと認められる地域として、新たな判断基準に基づき、洪水等から市民の生命と財産を守るために、迅速かつ的確なタイミングで避難情報を発令できるよう、その判断基準、開設避難所、対象地域等を定めるとともに、その運用手順を定めるものである。

なお、当マニュアルの作成・運用に当たっては、津市避難情報発令の判断・伝達マニュアルに基づくものとし、該当河川の水位が当マニュアルに示す避難情報発令の判断基準に達した場合は、支部長は直ちに災害対策本部長に対して、避難情報の発令を具申するものとする。

2 避難情報発令の判断基準等

レベル	【警戒レベル3】	【警戒レベル4】	【警戒レベル5】
避難情報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
美濃屋川 (内多区間)	判断地点： 内多区公民館東堤防 判断基準： 水位が左岸法面（護岸工を除く）の概ね1/2（青色）に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき。	判断地点： 内多区公民館東堤防 判断基準： 水位が左岸法面（護岸工を除く）の概ね2/3（黄色）に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき。	判断地点： 内多区公民館東堤防 判断基準： 破堤または堤防天端高に水位が到達するおそれが高いとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき。
美濃屋川 (太田区間)	判断地点： 太田橋下堤防 判断基準： 水位が右護岸ヒューム管底に達し、さらに	判断地点： 太田橋下堤防 判断基準： 水位が右護岸ヒューム管芯に達し、さらに	判断地点： 太田橋下堤防 判断基準： 破堤または堤防天端高に水位が到達するおそれが高いとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき。

レベル	【警戒レベル3】	【警戒レベル4】	【警戒レベル5】
避難情報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
	水位上昇が見込まれるとき。	水位上昇が見込まれるとき。	れが高いとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき。
美濃屋川 (清水区間)	判断地点： 清水ヶ丘（堂山古墳群）西堤防 判断基準： 水位が右岸法面（護岸工を除く）の概ね1/2（青色）に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき。	判断地点： 清水ヶ丘（堂山古墳群）西堤防 判断基準： 水位が右岸法面（護岸工を除く）の概ね2/3（黄色）に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき。	判断地点： 清水ヶ丘（堂山古墳群）西堤防 判断基準： 破堤または堤防天端高に水位が到達するおそれが高いとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき。

【参考資料】

- ①河川位置図
- ②判断地点・規準を示した写真

3 河川ごとの避難対象地区等

河川名	開設避難所	避難対象地区（自治会名）
美濃屋川 (内多区間)	安濃小学校	内多地区
美濃屋川 (太田区間)	安濃小学校	太田地区
美濃屋川 (清水区間)	安濃小学校	清水地区

4 水位の把握方法及び支部への情報伝達方法

河川名	水位の把握方法及び支部への情報伝達方法
美濃屋川 (内多区間)	大雨、洪水警報等の発表により、下流の長岡観測所の水位が2.50m（氾濫危険水位）に到達するおそれのある場合、支部長は、直ちに支部職員、または消防団員（安濃方面団）の河川の巡視による判断地点（内多区公民館東堤防）水位の目視確認の伝達を電話若しくは移動系防災行政無線等に

	<p>よって受信し、雨量等の情報を踏まえて今後の水位を予測する。</p> <p>また、巡視の内容は、災害対策本部安濃支部に常駐する消防連絡調整員と連携・情報共有を図る。</p>
美濃屋川 (太田区間)	<p>大雨、洪水警報等の発表により、下流の長岡観測所の水位が 2.50m（氾濫危険水位）に到達するおそれのある場合、支部長は、直ちに支部職員、または消防団員（安濃方面団）の河川の巡視による判断地点（太田橋下堤防）水位の目視確認の伝達を電話若しくは移動系防災行政無線等によって受信し、雨量等の情報を踏まえて今後の水位を予測する。</p> <p>また、巡視の内容は、災害対策本部安濃支部に常駐する消防連絡調整員と連携・情報共有を図る。</p>
美濃屋川 (清水区間)	<p>大雨、洪水警報等の発表により、下流の長岡観測所の水位が 2.50m（氾濫危険水位）に到達するおそれのある場合、支部長は、直ちに支部職員、または消防団員（安濃方面団）の河川の巡視による判断地点（清水ヶ丘（堂山古墳群）西堤防）水位の目視確認の伝達を電話若しくは移動系防災行政無線等によって受信し、雨量等の情報を踏まえて今後の水位を予測する。</p> <p>また、巡視の内容は、災害対策本部安濃支部に常駐する消防連絡調整員と連携・情報共有を図る。</p>

5 危機管理総務部への情報伝達方法

(1) 危機管理総務部へ情報伝達するトリガー

大雨、洪水警報の発表時、または異常な河川水位上昇に伴い、設定した避難情報の発令基準に達し、さらに水位上昇が見込まれる場合。

(2) 避難情報発令の具申

情報の伝達により、判断基準に基づき避難情報を発令する場合、支部長は直ちに災害対策本部長に対して、避難情報の発令を具申する。

(3) 危機管理総務部への情報伝達

災害対策本部長への具申による避難情報の発令の指示に伴い、危機管理総務部へ以下のとおり伝達を行う。

ア 情報伝達職員

津市災害対策本部安濃支部長

イ 方法

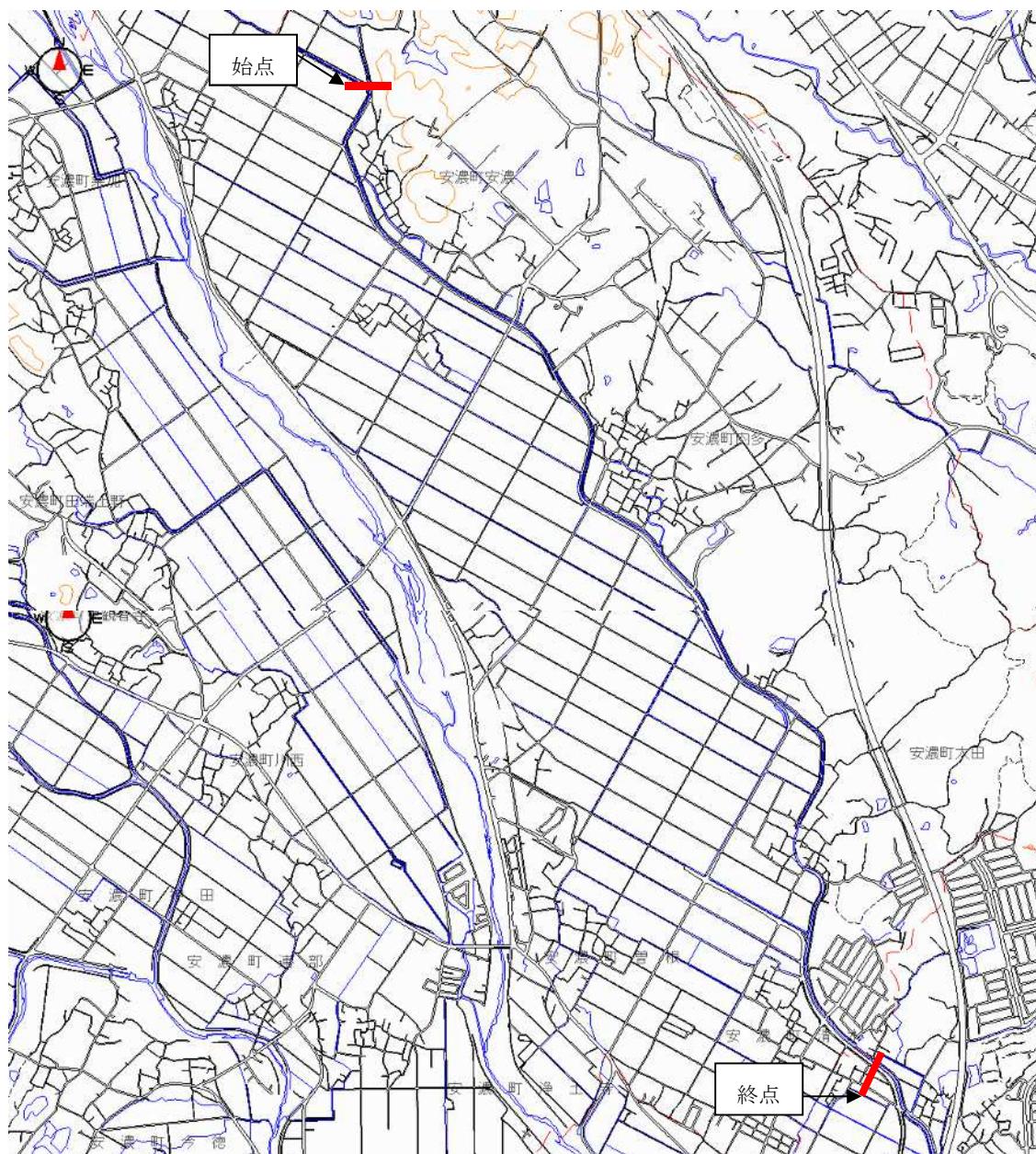
電話又は防災行政無線

ウ 伝達内容

【警戒レベル3】高齢者等避難及び【警戒レベル4】避難指示の発令と避難対象地区

【參考資料】

①河川位置図 美濃屋川（全区間）



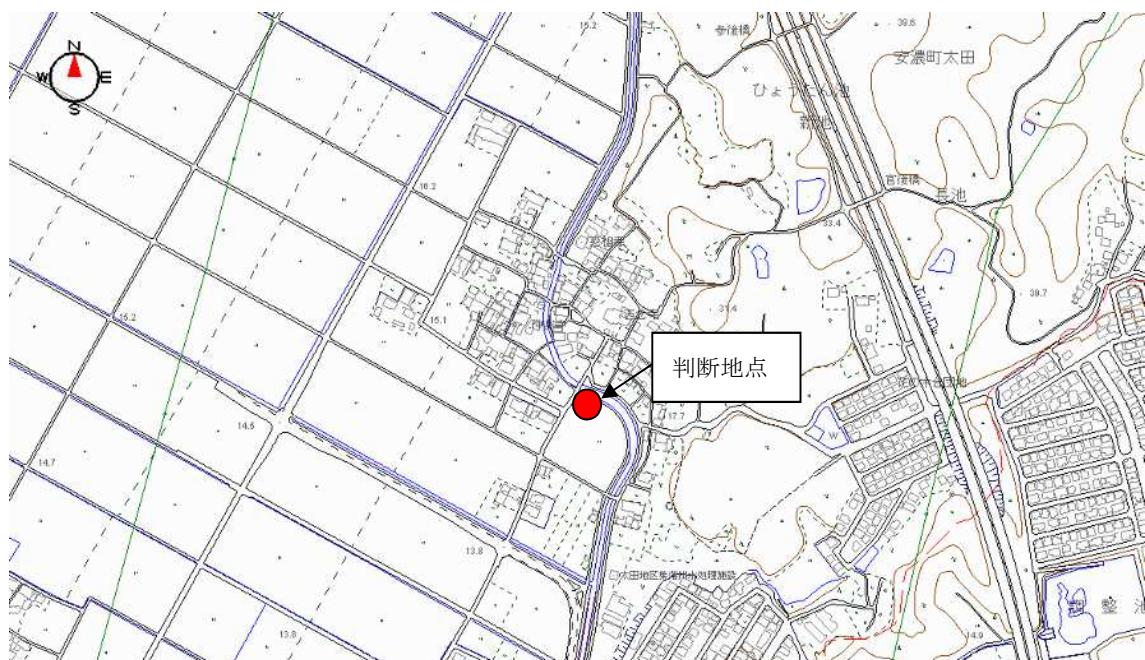
この地図は三重県市町総合事務組合管理者の承認を得て、同組合所管の「2011三重県共有デジタル地図(数値地形図2500(道路縁1000))」を使用し、調整したものである。(承認番号:三総合地第81号)本成果を複製あるいは使用して地図を調整する場合は、同組合の承認を必要とする。

美濃屋川（内多区間）



この地図は三重県市町総合事務組合管理者の承認を得て、同組合所管の「2011三重県共有デジタル地図(数値地形図2500(道路縁1000))」を使用し、調整したものである。
(承認番号:三総合地第81号)本成果を複製あるいは使用して地図を調整する場合は、同組合の承認を必要とする。

美濃屋川（太田区間）



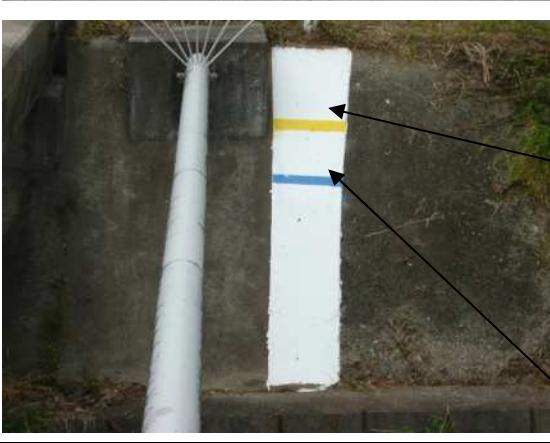
この地図は三重県市町総合事務組合管理者の承認を得て、同組合所管の「2011三重県共有デジタル地図(数値地形図2500(道路縁1000))」を使用し、調整したものである。
(承認番号:三総合地第81号)本成果を複製あるいは使用して地図を調整する場合は、同組合の承認を必要とする。

美濃屋川（清水区間）



この地図は三重県市町総合事務組合管理者の承認を得て、同組合所管の「2011三重県共有デジタル地図(数値地形図2500(道路縁1000))」を使用し、調整したものである。
(承認番号:三総合地第81号)本成果を複製あるいは使用して地図を調整する場合は、同組合の承認を必要とする。

②判断地点・規準を示した写真

河川名	各判断地点
美濃屋川 (内多区間)	 <div data-bbox="996 361 1366 563"> <p>【警戒レベル5】緊急安全確保は、破堤または水位が堤防天端高に到達するおそれが高い場合</p> </div>  <div data-bbox="996 698 1355 855"> <p>【警戒レベル4】避難指示 水位が左岸法面（護岸工を除く）の概ね 2/3 に達したとき</p> </div> <div data-bbox="996 923 1355 1080"> <p>【警戒レベル3】高齢者等避難 水位が左岸法面（護岸工を除く）の概ね 1/2 に達したとき</p> </div>
美濃屋川 (太田区間)	 <div data-bbox="996 1237 1355 1439"> <p>【警戒レベル5】緊急安全確保は、破堤または水位が堤防天端高に到達するおそれが高い場合</p> </div>  <div data-bbox="996 1574 1355 1731"> <p>【警戒レベル4】避難指示 水位が右護岸ヒューム管芯に達したとき</p> </div> <div data-bbox="996 1799 1355 1956"> <p>【警戒レベル3】高齢者等避難 水位が右護岸ヒューム管底に達したとき</p> </div>

美濃屋川
(清水区間)



【警戒レベル5】緊急安全確保は、破堤または水位が堤防天端高に到達するおそれが高い場合



【警戒レベル4】避難指示
水位が右岸法面（護岸工を除く）の概ね 2/3 に達したとき

【警戒レベル3】高齢者等避難
水位が右岸法面（護岸工を除く）の概ね 1/3 に達したとき

中小河川における避難情報発令の判断・伝達マニュアル

一志地域

1 趣旨等

洪水予報河川、水位周知河川に指定されていない中小河川等において、洪水等から市民の生命と財産を守るために、迅速かつ的確に避難情報を発令できるよう、その判断地点、基準、開設避難所、対象地域等を定めるとともに、その運用手順を定めるものである。

なお、当マニュアルの作成・運用に当たっては、津市避難情報発令の判断・伝達マニュアルに基づくものとし、該当河川の水位が当マニュアルに示す避難情報発令の判断基準に達した場合は、支部長は直ちに災害対策本部長に対して、避難情報の発令を具申するものとする。

2 避難情報発令の判断基準等

レベル	【警戒レベル3】	【警戒レベル4】	【警戒レベル5】
避難情報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
波瀬川	<p>判断地点： 薬師橋下流左岸量水板</p> <p>判断基準： 量水板の水位が1.5mを観測。 ※基準に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき。</p>	<p>判断地点： 室の口観測所の雨量や薬師橋下流左岸量水板の水位並びに室の口地内の状況</p> <p>判断基準： 災害が発生するおそれがあるとき。</p>	<p>判断地点： 室の口観測所の雨量や薬師橋下流左岸量水板の水位並びに室の口地内の状況</p> <p>判断基準： 災害が発生するおそれが非常に高まったとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき。</p>

【参考資料】

- ①河川位置図
- ②判断地点・規準を示した写真

3 河川ごとの避難対象地区等

河川名	開設避難所	避難対象地区（自治会名）
波瀬川	三重中央農協旧室の口支店・波瀬ふれあい会館	室の口自治会

4 水位の把握方法及び支部への情報伝達方法

河川名	水位の把握方法及び支部への情報伝達方法
波瀬川	大雨、洪水警報等の発表により、波瀬川の水位の上昇が見込まれる場合、支部長は、直ちに、自治会・消防団・支部職員の河川の巡視による判断地点（薬師橋下流左岸量水板）水位の目視確認の伝達を電話若しくは移動系防災行政無線等によって受信し、室の口観測所の雨量等の情報を踏まえて今後の水位を予測する。

5 危機管理総務部への情報伝達方法

(1) 危機管理総務部へ情報伝達するトリガー

大雨、洪水警報の発表時、または異常な河川水位上昇に伴い、設定した避難情報の発令基準に達し、さらに水位上昇が見込まれる場合。

- ・量水板の水位が1.8mを観測した時点で第一報を入れる。
- ・量水板の水位が1.5mを観測したとき。
- ・さらに水位が上昇し、災害が発生するおそれがあるとき。
- ・さらに水位が上昇し、災害が発生するおそれが非常に高まったとき。
- ・室の口地内において波瀬川が越流したとき。

(2) 避難情報発令の具申

情報の伝達により、判断基準に基づき避難情報を発令する場合、支部長は直ちに災害対策本部長に対して、避難情報の発令を具申する。

(3) 危機管理総務部への情報伝達

災害対策本部長への具申による避難情報の発令の指示に伴い、危機管理総務部へ以下のとおり伝達を行う。

ア 情報伝達職員

津市災害対策本部一志支部長

イ 方法

電話連絡又は、防災行政無線

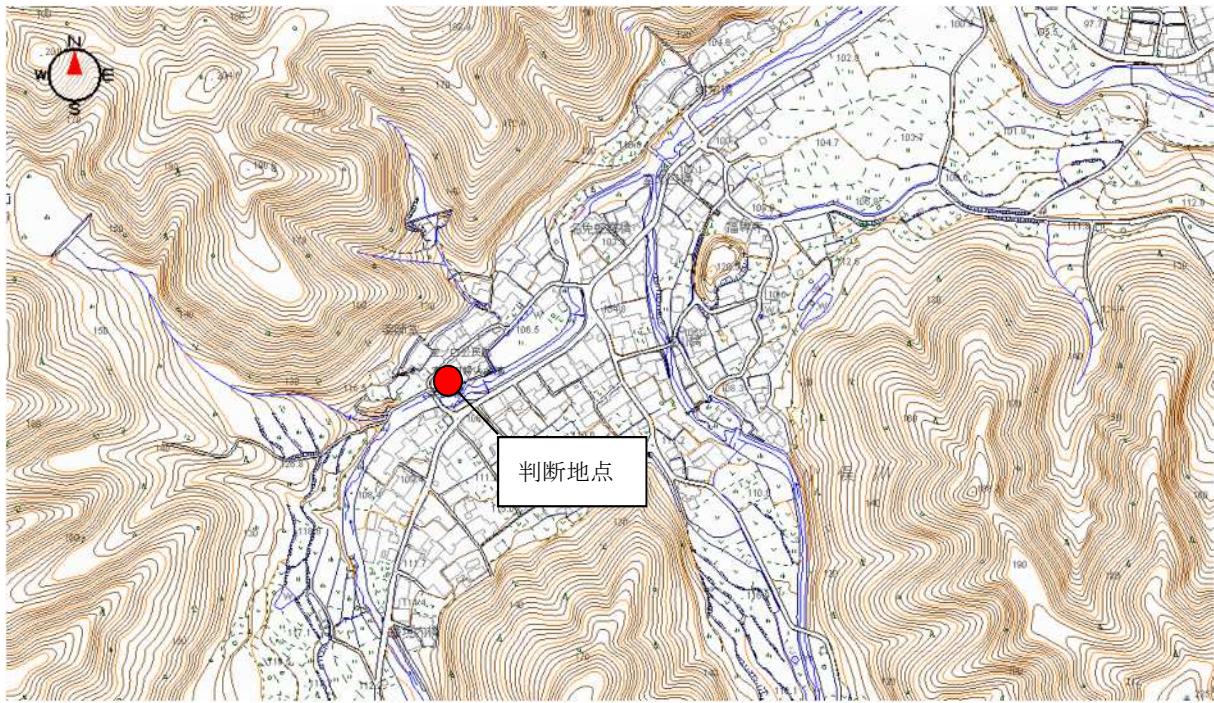
ウ 伝達内容

【警戒レベル3】高齢者等避難及び【警戒レベル4】避難指示の発令と避難対象地区

【参考資料】

①河川位置図

波瀬川



この地図は三重県市町総合事務組合管理者の承認を得て、同組合所管の「2011三重県共有デジタル地図(数値地形図2500(道路縁1000))」を使用し、調整したものである。
(承認番号:三総合地第81号)本成果を複製あるいは使用して地図を調整する場合は、同組合の承認を必要とする。

②判断地点・規準を示した写真

河川名	判断地点
波瀬川	<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>

中小河川における避難情報発令の判断・伝達マニュアル

白山地域

1 はじめに

洪水予報河川、水位周知河川に指定されていない中小河川等において、洪水等から市民の生命と財産を守るために、迅速かつ的確に避難情報を発令できるよう、その判断地点、基準、開設避難所、対象地域等を定めるとともに、その運用手順を定めるものである。

なお、当マニュアルの作成・運用に当たっては、津市避難情報発令の判断・伝達マニュアルに基づくものとし、該当河川の水位が当マニュアルに示す避難情報発令の判断基準に達した場合は、支部長は直ちに災害対策本部長に対して、避難情報の発令を具申するものとする。

2 避難情報発令の判断基準等

レベル	【警戒レベル3】	【警戒レベル4】	【警戒レベル5】
避難情報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
大村川 (上流)	判断地点： 寺前橋 判断基準： 判断地点の水位が基準に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき。	判断地点： 寺前橋 判断基準： 判断地点の水位が基準に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき。	判断地点： 寺前橋 判断基準： 判断地点の水位が基準に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき。
大村川 (中流)	判断地点： 白山橋 判断基準： 判断地点の水位が基準に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき。	判断地点： 白山橋 判断基準： 判断地点の水位が基準に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき。	判断地点： 白山橋 判断基準： 判断地点の水位が基準に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき。

レベル	【警戒レベル3】	【警戒レベル4】	【警戒レベル5】
避難情報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
佐田川	<p>判断地点： 藤治垣内地内</p> <p>判断基準： 判断地点の水位が基準に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき。</p>	<p>判断地点： 藤治垣内地内</p> <p>判断基準： 判断地点の水位が基準に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき。</p>	<p>判断地点： 藤治垣内地内</p> <p>判断基準： 判断地点の水位が基準に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき。</p>
垣内川	<p>判断地点： 垣内公民館前</p> <p>判断基準： 判断地点の水位が基準に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき。</p>	<p>判断地点： 垣内公民館前</p> <p>判断基準： 判断地点の水位が基準に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき。</p>	<p>判断地点： 垣内公民館前</p> <p>判断基準： 判断地点の水位が基準に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき。</p>
弁天川	<p>判断地点： 吹毛橋付近</p> <p>判断基準： 判断地点の水位が基準に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生する恐れがあるとき。</p>	<p>判断地点： 吹毛橋付近</p> <p>判断基準： 判断地点の水位が基準に達し、さらに水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生する恐れがあるとき。</p>	<p>判断地点： 吹毛橋付近</p> <p>判断基準： 判断地点の水位が基準に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき。</p>

※地元自治会長等及び地元消防団より避難の必要性に関する通報があった時、又は白山、垣内、福田山観測所の雨量及び大村川、佐田川、垣内川の水位計を参考に現場の状況を確認の上、避難情報を発令することとします。

【参考資料】

- ①河川位置図
- ②判断地点・規準を示した写真

3 河川ごとの避難対象地区等

河川名	開設避難所	避難対象地区（自治会名）
大村川（上流）	倭小学校	上ノ村、口佐田、中ノ村、南出
大村川（中流）	倭小学校	南出
佐田川	倭小学校	中佐田
垣内川	倭小学校	垣内
弁天川	川口小学校	川口

4 水位の把握方法及び支部への情報伝達方法

河川名	水位の把握方法及び支部への情報伝達方法
大村川 (上流)	大雨、洪水警報等の発表により、大村川の水位の上昇が見込まれる場合、支部長は、直ちに地元消防団及び支部職員の河川の巡視による判断地点（寺前橋）水位の目視確認の伝達を電話若しくは移動系防災行政無線等によって受信し、雨量等の情報を踏まえて今後の水位を予測する。また、時間雨量が50mmを超えたときは、その都度巡視し、巡視報告は、災害時における連絡体制により、支部へ河川の状況等詳細に報告する。
大村川 (中流)	大雨、洪水警報等の発表により、大村川の水位の上昇が見込まれる場合、支部長は、直ちに地元消防団及び支部職員の河川の巡視による判断地点（白山橋）水位の目視確認の伝達を電話若しくは移動系防災行政無線等によって受信し、雨量等の情報を踏まえて今後の水位を予測する。また、時間雨量が50mmを超えたときは、その都度巡視し、巡視報告は、災害時における連絡体制により、支部へ河川の状況等詳細に報告する。
佐田川	大雨、洪水警報等の発表により、佐田川の水位の上昇が見込まれる場合、支部長は、直ちに地元消防団及び支部職員の河川の巡視による判断地点（藤治垣内地内）水位の目視確認の伝達を電話若しくは移動系防災行政無線等によって受信し、雨量等の情報を踏まえて今後の水位を予測する。また、時間雨量が50mmを超えたときは、その都度巡視し、巡視報告は、災害時における連絡体制により、支部へ河川の状況等詳細に報告する。
垣内川	大雨、洪水警報等の発表により、垣内川の水位の上昇が見込まれる場合、支部長は、直ちに地元消防団及び支部職員の河川の巡視による判断地点（垣内公民館前）水位の目視確認の伝達を電話若しくは移動系防災行政無線等によって受信し、雨量等の情報を踏まえて今後の水位を予測する。また、時間雨量が50mmを超えたときは、その都度巡視し、巡視報告は、災害時における連絡体制により、支部へ河川の状況等詳細に報告する。

河川名	水位の把握方法及び支部への情報伝達方法
弁天川	大雨、洪水警報等の発表により、弁天川の水位の上昇が見込まれる場合、支部長は、直ちに地元消防団及び支部職員の河川の巡視による判断地点（吹毛橋）水位の目視確認の伝達を電話若しくは移動系防災行政無線等によって受信し、雨量等の情報を踏まえて今後の水位を予測する。また、時間雨量が50mmを超えたときは、その都度巡視し、巡視報告は、災害時における連絡体制により、支部へ河川の状況等詳細に報告する。

5 危機管理総務部への情報伝達方法

(1) 危機管理総務部へ情報伝達するトリガー

大雨、洪水警報の発表時、または異常な河川水位上昇に伴い、設定した避難情報の発令基準に達し、さらに水位上昇が見込まれる場合

(2) 避難情報発令の具申

情報の伝達により、判断基準に基づき避難情報を発令する場合、支部長は直ちに災害対策本部長に対して、避難情報の発令を具申する。

(3) 危機管理総務部への情報伝達

災害対策本部長への具申による避難情報の発令の指示に伴い、危機管理総務部へ以下のとおり伝達を行う。

ア 情報伝達職員 津市災害対策本部白山支部長

イ 方法 電話又は防災行政無線

ウ 伝達内容 【警戒レベル3】高齢者等避難及び【警戒レベル4】避難指示の発令と避難対象地区

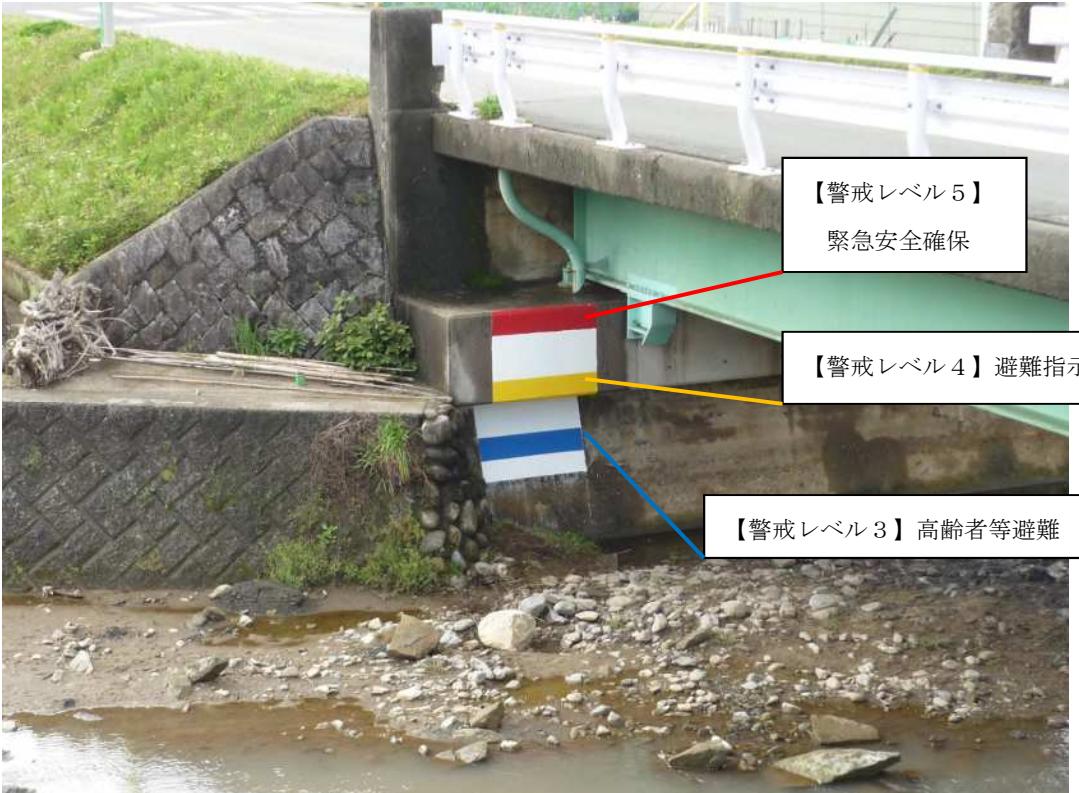
【参考資料】

①河川位置図

大村川（上流）



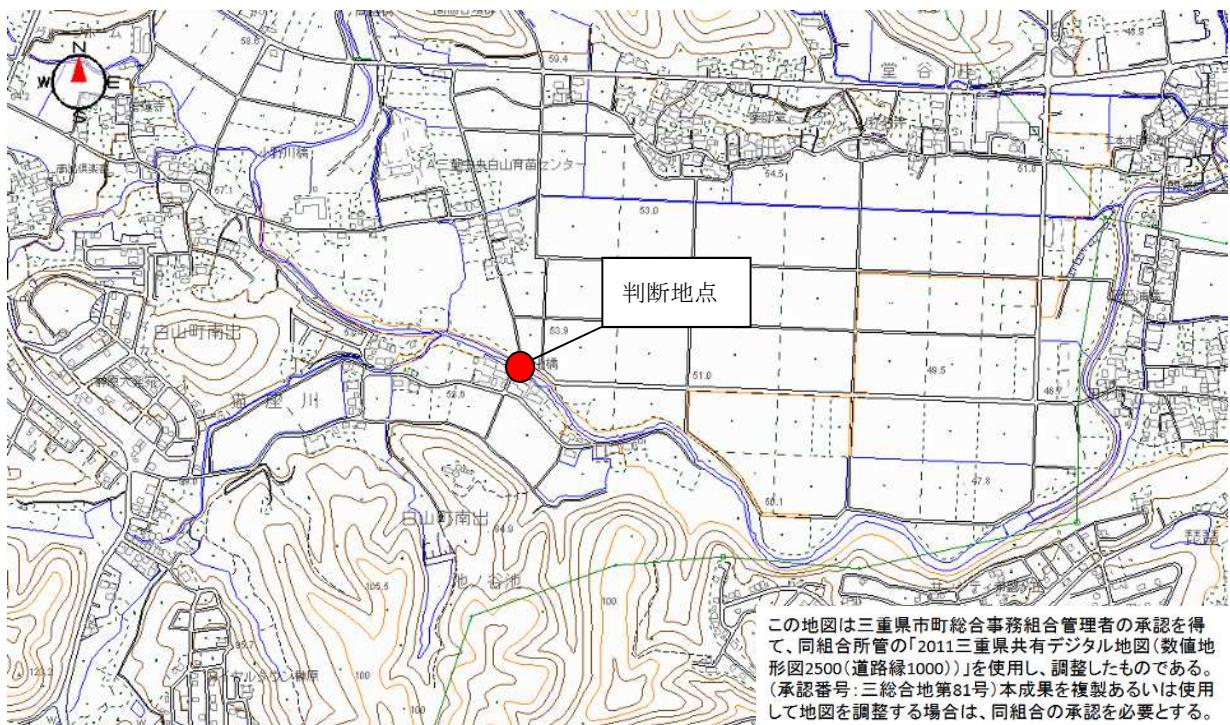
②判断地点・規準を示した写真

河川名	判断地点：寺前橋
大村川	

【参考資料】

①河川位置図

大村川（中流）



②判断地点・規準を示した写真

河川名	判断地点：白山橋
大村川	<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p> <p>【警戒レベル4】 避難指示</p> <p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>

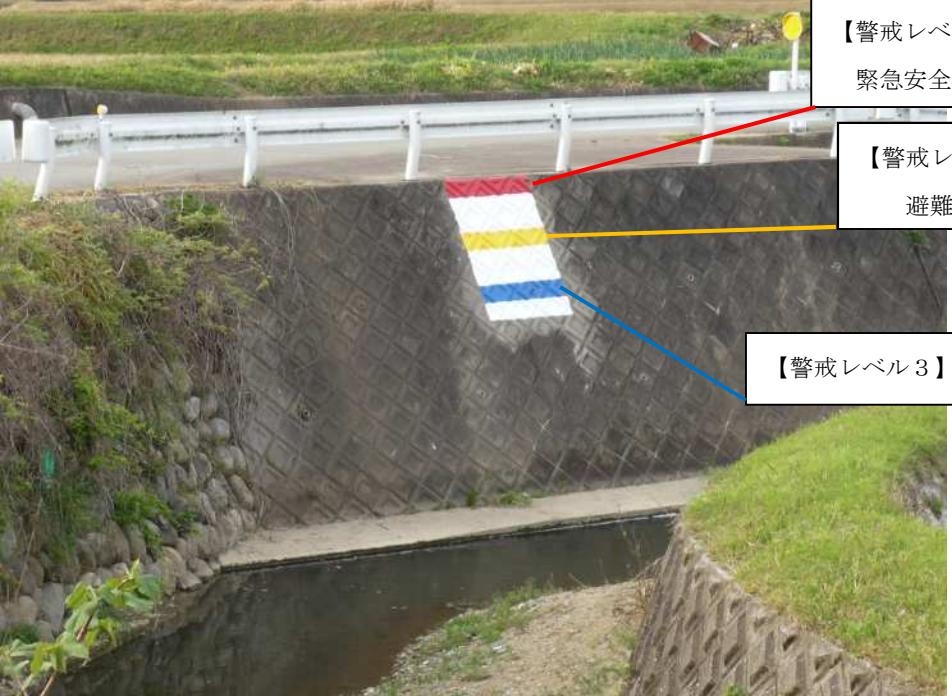
【参考資料】

①河川位置図

佐田川



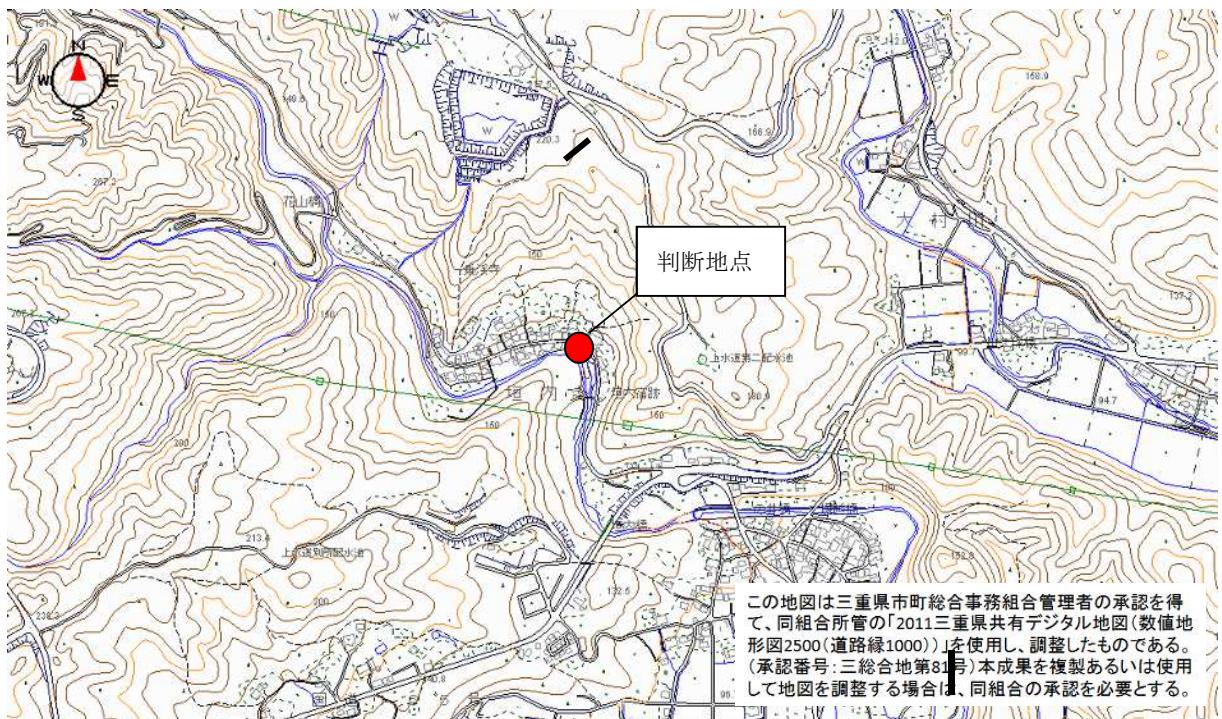
②判断地点・規準を示した写真

河川名	判断地点：藤治垣内地内		
佐田川		<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p> <p>【警戒レベル4】 避難指示</p> <p>【警戒レベル3】高齢者等避難</p>	

【参考資料】

① 河川位置図

垣内川



② 判断地点・規準を示した写真

河川名	判断地点：垣内公民館前		
垣内川		<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>

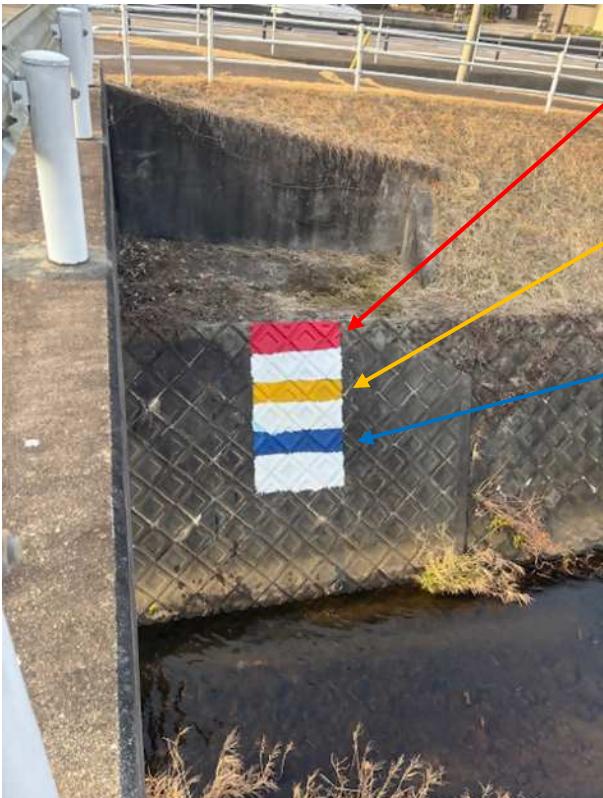
【参考資料】

① 河川位置図

弁天川



② 判断地点・規準を示した写真

河川名	判断地点：吹毛橋付近	
弁天川	 <p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p> <p>【警戒レベル4】 避難指示</p> <p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	

中小河川における避難情報発令の判断・伝達マニュアル

美杉地域

1 趣旨等

洪水予報河川、水位周知河川に指定されていない中小河川等において、洪水等から市民の生命と財産を守るため、迅速かつ的確に避難情報を発令できるよう、その判断地点、基準、開設避難所、対象地域等を定めるとともに、その運用手順を定めるものである。

なお、当マニュアルの作成・運用に当たっては、津市避難情報発令の判断・伝達マニュアルに基づくものとし、該当河川の水位が当マニュアルに示す避難情報発令の判断基準に達した場合は、支部長は直ちに災害対策本部長に対して、避難情報の発令を具申するものとする。

2 避難情報発令の判断基準等

レベル	【警戒レベル3】	【警戒レベル4】	【警戒レベル5】
避難情報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
八手俣川	判断地点： 下之川観測所（下之川太作） 判断基準： 水位が 2.50m を観測したとき。	判断地点： 下之川観測所（下之川太作） 判断基準： 水位が 2.50m 以上の水位に達し、さらに水位上昇が見込まれ、災害が発生するおそれがあるとき。	判断地点： 下之川観測所（下之川太作） 判断基準： 水位が 3.00m 以上の水位に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき

レベル	【警戒レベル3】	【警戒レベル4】	【警戒レベル5】
避難情報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
名張川	<p>判断地点： 太郎生観測所（太郎生化不動）</p> <p>判断基準： 水位が 3.00m を観測したとき。</p>	<p>判断地点： 太郎生観測所（太郎生化不動）</p> <p>判断基準： 水位が 3.50m 以上の水位に達し、さらに水位上昇が見込まれ、災害が発生する恐れがあるとき。</p>	<p>判断地点： 太郎生観測所（太郎生化不動）</p> <p>判断基準： 水位が 4.00m 以上の水位に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき</p>

【参考資料】

- ①河川位置図
- ②判断地点・規準を示した写真

3 河川ごとの避難対象地区等

河川名	開設避難所	避難対象地区（自治会名）
八手俣川	下之川体育館	中津・太作
名張川	太郎生多目的集会所	上登・下登・猿子・飯垣内

4 水位の把握方法及び支部への情報伝達方法

河川名	水位の把握方法及び支部への情報伝達方法
八手俣川	大雨、洪水警報等の発表により、八手俣川の水位の上昇が見込まれる場合、支部長は直ちに公的機関の提供する河川水位情報等を監視するほか、必要に応じ消防団員、支部職員の河川の巡視による判断地点（下之川観測所（下之川太作））水位の目視確認の伝達を電話若しくは移動系防災行政無線等によって受信し、雨量等の情報を踏まえて今後の変化を予測する。その後、河川水位の上昇が認められ、中津橋、太作橋の通行が危険であると判断した場合は定期的に推移を確認し、支部において情報を詳細に把握する。
名張川	大雨、洪水警報等の発表により、名張川の水位の上昇が見込まれる場合、支部長は直ちに公的機関の提供する河川水位情報等を監視し、必要に応じ消防団員、支部職員へ判断地点（太郎生観測所（太郎生化不動））の水位情報の伝達を電話若しくは移動系防災行政無線等によって

	共有し、雨量等の情報を踏まえて今後の変化を予測する。その後、河川水位
	の上昇が認められ、国道368号の通行が危険であると判断した場合は定期的に推移を確認し、支部において情報を詳細に把握する。

5 危機管理総務部への情報伝達方法

(1) 危機管理総務部へ情報伝達するトリガー

大雨、洪水警報の発表時、または異常な河川水位上昇が確認され、設定した避難情報の発令基準に達し、さらに水位上昇が見込まれる場合。

(2) 避難情報発令の具申

水位上昇が確認され、判断基準に基づき避難情報を発令する必要が生じた場合、支部長は直ちに災害対策本部長に対して避難情報の発令を具申する。

(3) 危機管理総務部への情報伝達

災害対策本部長へ具申し、避難情報発令の指示があった場合、危機管理総務部へ以下のとおり伝達を行う。

ア 情報伝達職員

津市災害対策本部美杉支部長

イ 方法

電話または防災行政無線

ウ 伝達内容

【警戒レベル3】高齢者等避難及び【警戒レベル4】避難指示の発令と避難対象地区



この地図は三重県市町村合事務組合管理書の承認を得て、同組合所管の「2011三重県共有デジタル地図(数値地形図2500(道路接続1000))」を使用し、調整したものである。
(承認番号:三輪合地第81号)本成果を複数あるいは商用して地図を調整する場合は、同組合の承認を必要とする。





太作橋右岸から左岸撮影



太作橋より左岸下流（太作自治会）



中津橋上流から対岸集落（中津自治会）



中津橋右岸（県道側）から撮影

①河川位置図

名張川



②判断地点・規準を示した写真

河川名	判断地点：太郎生観測所（所在地美杉町太郎生字化不動） 所管 国土交通省（木津川上流工事事務所）
名張川	<p>A photograph of a concrete embankment on a riverbank. A vertical ruler is placed against the embankment to measure water levels. Three yellow arrows point from boxes on the right to specific points on the ruler, indicating different alert levels. The background shows a grassy slope and a road with a white van.</p> <p>【警戒レベル5】 緊急安全確保 【警戒レベル4】 避難指示 【警戒レベル3】 高齢者等避難</p> <p>緊急安全確保 水位計 4.00m以上 避難指示 水位計 3.50m以上 高齢者等避難 水位計 3.00m</p>



太郎生観測所

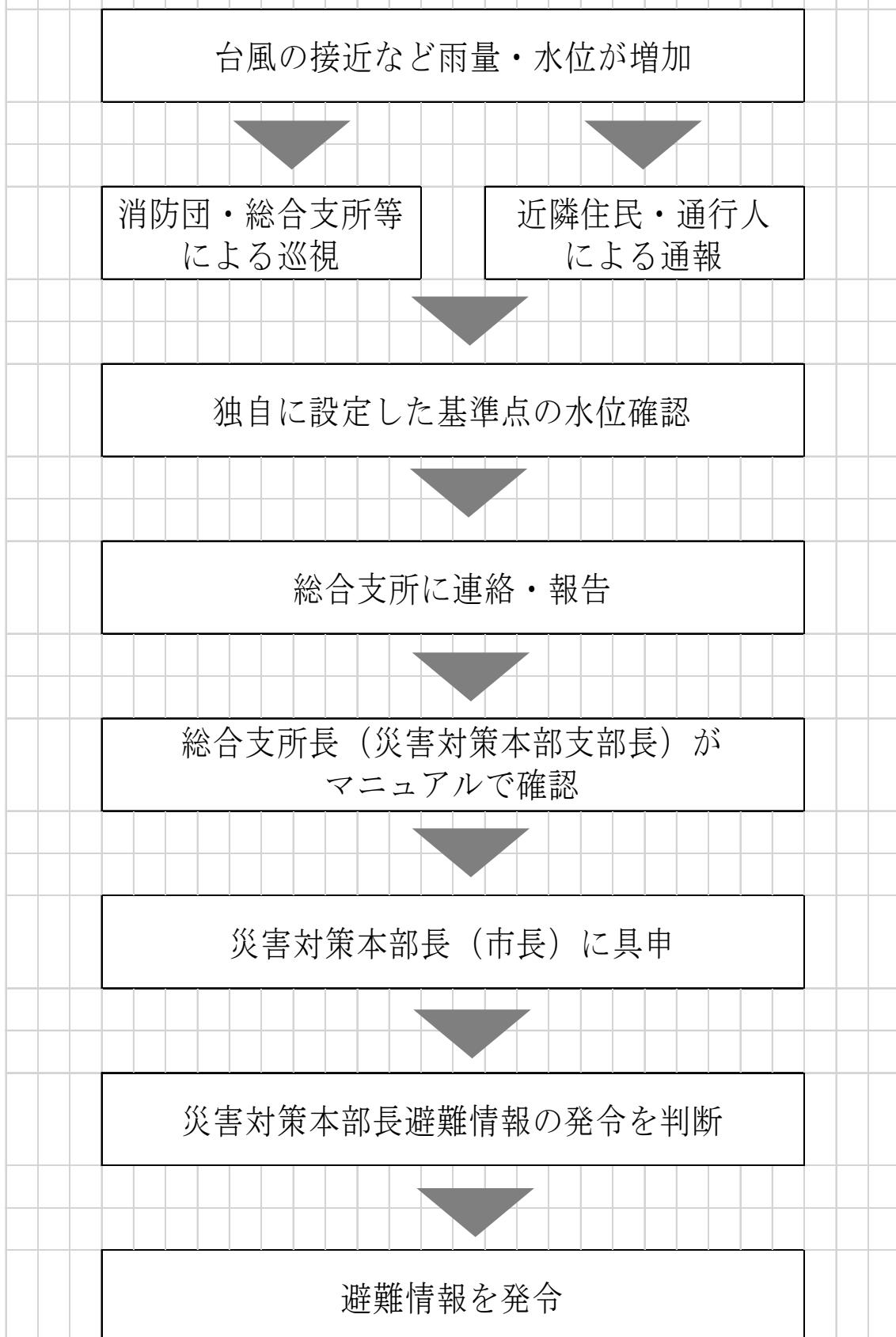


名張川登橋から対岸集落（猿子自治会）



名張川飯垣内橋から対岸集落（飯垣内自治会）

避難情報の発令チャート



改訂履歴

改訂年月	改訂概要
令和6年 6月	一部改訂 ・文言修正
令和6年10月	一部改訂 ・中小河川にかかる洪水浸水想定の指定に伴う避難情報発令基準等の新設（赤川、八壷川、かよう川、安子谷川、安濃川上流、久保川、弁天川、名張川）
令和7年 4月	一部改訂 ・中小河川にかかる洪水浸水想定の指定に伴う避難情報発令基準等の新設に伴う資料の更新